

広島県教育委員会会議録

令和 2 年 3 月 2 5 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和2年3月25日（水） 13：00開会
14：43閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

2 欠席委員 なし

3 出席職員

教育次長	長谷川信男
管理部長	池田克輝
教育部長	福島一彦
乳幼児教育・教育支援部長	池田肇
参与	生田徳廉
理事	榊原恒雄
総務課長	江原透
秘書広報室長	山崎真紀
教職員課長	山田哲也
学校経営支援課長	山本聖典
乳幼児教育支援センター長	田坂嘉章
義務教育指導課長	河北光弘

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第1号議案 広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について	1
日程第3	報 第1号 令和2年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	5
日程第4	報告・協議1 広島県教育委員会「学校における働き方改革取組方針」の改定について	7
日程第5	報告・協議2 令和元年度乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査結果について	12
日程第6	第2号議案 令和2年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について	17

平川教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、細川委員、菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますがいかがでしょうか。

細川委員： 第2号議案は、委員の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第2号議案の令和2年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命については、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第2号議案を公開しないで審議することといたします。

第1号議案 広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について

平川教育長： それでは、第1号議案、広島県教育委員会規則等の制定及び一部改正について審議いたしますが、制定及び一部改正する規則等が複数ありますので、第1号議案の1から3に分けて御説明させていただきます。

それでは、第1号議案の1について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： それでは、第1号議案のうち、広島県職員き章に関する訓令及び広島県職員証に関する訓令の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

広島県職員き章に関する訓令及び広島県職員証に関する訓令につきましては、知事部局等の他の任命権者との合同の訓令となっておりますので、教育委員会におけるき章の貸与及び職員証の交付の対象者は、本庁、地方機関及び学校以外の教育機関の一般職の職員としてございます。このたびの地方公務員法の一部改正に伴いまして、令和2年4月1日から導入されます会計年度任用職員につきましては、一般職として任用されるということから、会計年度任用職員のき章の貸与及び職員証の交付の取り扱いにつきまして、規定の整備を行うものでございます。

具体的には、き章に関する訓令につきましては、き章は常に身につけることとされるなど、その交付対象は常勤職員を想定していると考えられることから、会計年度任用職員につきましてはき章の交付対象から除くこととし、必要な規定の整備を行うものでございます。

また、職員証に関する訓令につきましては、会計年度任用職員は勤務形態も様々でございまして、任用期間が数日間に限られるといった職もあることなどを踏まえまして、その勤務実態に応じて職員証を交付するということにいたしまして、任命権者が職員証の交付を要しないと認めるときはこの限りではないという文言を訓令に追加することとさせていただきます。

この訓令の改正は、本年4月1日の施行を予定してございます。

説明は以上でございまして、よろしく御願いたします。

平川教育長： 続いて、第1号議案の2と3について、山田教職員課長、説明をお願いいたします。

山田教職員課長： 第1号議案の2により、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴う県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則の制定について御説明をいたします。

昨年12月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正され、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めたことを踏まえ、2月県議会で県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例、いわゆる給特条例の一部改正が可決成立し、その条例第7条に基づき、県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置を講ずることとし、教育委員会規則を定めることとしております。このことから、県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する規定を整備するものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、当該規則の運用等の詳細につきましては、県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針のとおりでございます。

つまり、これまで教諭等はその職務と勤務対応の特殊性に基づき、超過勤務手当及び休日給はなじまないで支給しないとして、給特条例で教職調整額4%を支給することとされました。その際、無尽蔵に時間外勤務をさせることを禁ずるために、時間外勤務を命ずることができる業務は、臨時又は緊急のやむを得ない必要がある場合で、例えば校外実習、修学旅行等、職員会議、非常災害等の4項目の業務に従事する場合と限定された。それが給特条例でございます。しかしながら、社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化、多様化する中、特に所定の勤務時間外においては、いわゆる限定4項目以外の業務について教員が対応している時間が長時間化している実態が生じております。こうした複雑化、多様化した中での課題を解決するために、このたびの規則の制定が、総合的に働き方改革の取組を進める大きな方針であり、教育委員会としては学校現場での働き方改革がより一層推進できるよう取り組んで参ります。

続きまして、第1号議案の3により、広島県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正及び広島県立学校職員の人事評価に関する訓令の一部改正について御説明をいたします。

資料の別紙を御覧ください。地方公務員法の改正により、令和2年4月から導入される会計年度任用職員につきましては、一般職の職員となるため、人事評価を実施する必要があります。また、この改正により、臨時的任用職員につきましても適正な任用等の確保が求められており、これらの職員に対しても人事評価を実施することとなります。

このため、より公正な評価を実施するには、職務の内容や勤務の実態に即した人事評価を実施する必要があります。正規の職員とは別に、これらの職員の人事評価につきまして、別に定めができるよう、現行の規則及び訓令を一部改正するものでございます。

また、これに加えまして、令和2年4月から県立学校に新たに設置をする学校司書の職についても整理を行っております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の第1号議案の1から3の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 在校時間の上限等に関する方針のことについてお伺いしたいのですが、これを目指すために、具体的にどういうことをすべきか、どういう観点で管理職は服務について指導すべきか、ということを説明する機会としてはどんな機会がありますか。

山田教職員課長： 実際に県立学校におきましては、一昨年度から勤務管理システムを導入して、全てパソコンをログオンした時間、ログオフした時間の月平均の状況を把握していく中で、当然仕事が平準化していくことや、業務の削減をしていくという取組を行っているところですが、全日制普通科高校の今年度の4月から11月の平均を見ますと、49時間30分ということでございます。今回の上限等時間、年360時間、月45時間で、年360時間となると月平均で30時間になり、現在49時間30分ということでもありますので、20時間を削減しないといけないということでございます。

そうしたことを、これまでの分析等で、長時間勤務している原因をまとめて、後ほど報告・協議のところでもありますけれども、これまで月80時間を超えたものを0にするという目標で働き方改革の取組方針というのを教育委員会として作ってきたところでございますが、それをここで改めて改定をしまして、各学校へ周知をして、まずは意識を持っていただく。その中で、自分事として課題をしっかりと捉え、やはり、先ほどありま

したけれども、限定4項目以外、自発的な勤務という部分をいかに減らしていくかというところをしっかりとやりながら、教育委員会として何ができるかということについて、学校としっかりと連携を図りながら取り組んで参りたいと考えております。

志々田委員： 現状を考えても、恐らくとても厳しい上限規定であり、とても大変なことなのだろうと思います。しかし、定めたからには、絵に描いた餅にはならないような最大限の努力をすることと、働き過ぎることということが決して教員の仕事としていいことではないという文化を作っていくと、たくさん残った先生がいい先生だ、子供の面倒をよく見てもらえる先生だという文化的な土壌というのが、どうしても学校の文化はありますので、そういうものをなくしていけるような具体的なアイデアを、今までも出してきたと思いますが、教育委員会の方から、今後も発信し続けていただければなと思います。以上、意見です。

中村委員： 先ほど御説明のあった上限時間というのは、どういう位置づけになるのでしょうか。方針ということなのか、どこまで厳しくさせるのかというあたりはどうなのでしょう。

山田教職員課長： 当然、この上限時間につきましては、平成31年4月から労基法の中で規定されている時間という部分であります。そういった中で、これまでは時間外勤務を命じられる部分については、先ほどの限定4項目の時間しか入っておりませんでした。それを、今回在校等時間ということでやっていきますが、これを破ったからといって罰則があるわけではございません。しかしながら、これが達成をしなければ、やはり教育の質が担保できないということを自覚していただくという取組については、しっかりと教育委員会として発信をしていくとともに、やはりその学校の取組が、保護者、地域に理解をしていただいて、御協力いただけることが一番の大きなポイントであると考えておりますので、今回の改定を機に、より法的根拠に定めたところでございます。そのことをしっかりと発信をし、取組を進めて参りたいと考えております。

中村委員： つまりこの規則の文章を読みますと、教育委員会が業務量の適切な管理を行うと。そういうことなのですね。分かりました。

菅田委員： こういった方針を出されることは非常にいいことだと思いますけれども、先ほども言われたように、小学校・中学校・町内会長さんをはじめとした地域の方々に、こういう方針に変わりましたというのを周知徹底し、地域社会への浸透を工夫していただければと思います。意見までです。

細川委員： 後ほどの働き方改革の取組方針のところでも御質問しようとは思っていたのですが、ここに書かれております最後のページ、(3)留意事項のイ、持ち帰り業務のところ、ここに書いてございますように、当然この時間を減らすという持ち帰り業務が増えるのではないかと。しかし、本来持ち帰り業務は行わないことが原則であるという前提であるにも関わらず、その後段に、持ち帰り業務を縮減するよという言葉が使われているのは、持ち帰り業務を認めていると理解してよろしいのでしょうか。

山田教職員課長： 実際に、教員の実態について何校か抜き出して調査をしたところ、やはり持ち帰り業務を行っているのが現状であります。そうしたところを縮減していく必要があるということで、今回実態を踏まえて書かせていただいているところでございます。

細川委員： 確かに、原則として持ち帰りはしないということですが、ここにある「特例」というのは、どういう場合になるのでしょうか。

山田教職員課長： そこにあります、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴いということでもありますので、例えば非常災害等であったり、又はいじめの事案とか、児童生徒の命の危険等、安全に関すること、緊急にやらなければいけないところの中で、業務が大幅に増加をしていくというところでございます。

細川委員： ということは、現在はその特例に関わる場所の持ち帰り業務もあるが、原則として、本来、各教員の方は持ち帰り業務をしていないと理解してよろしいのでしょうか。

山田教職員課長： 先ほども言いましたように、実際に実態調査の中でいいますと、やはり、勤務時間の中で、例えば年度当初であったりとか、又は定期試験のところであったり、業務が集中し、なかなかその業務がその日のうちにできないものを持って帰っているという実態は当然あると認識しております。そうした中で、持ち帰り業務がなくなるように、業務の効率化であったり、又は評価方法をどうやっていけばいいのかと。定期試験のテストだけではなくて、日常的な評価をしっかりとやっていくことであったり、いろんな教育内容に関わる様々なことを考えていくことが重要と考えております。

細川委員： 少しよく分からなかったのですが、後ほどの働き方改革取組の方針のところ、また

改めて御質問させていただければと思います。以上です。

中村委員：今の質問に関連して、持ち帰り仕事が具体的にどのくらいあるかという調査をしたり、大体どのくらいかという把握はされているのでしょうか。

山田教職員課長：今、手元に資料がないのですが、持ち帰り業務が、平均をすると例えば1時間ぐらいであったりとか、そういった実際のデータは、現状でもあると理解しております。

近藤委員：同じ条項に関連してなのですが、条文の書き方が、教育委員会が業務量の適切な管理を行うということなので、多分枠は時間の枠なのだと思うのですが、教育委員会が責任を持たないといけないのは、業務量が適切な範囲でおさまるようにするということにあると思います。時間の枠を把握するということですが、業務量を抑えるためにどういった工夫をしないといけないかというところを、考えないといけないという条例だろうと思いますので、そのあたり、適切なその取組・枠組というのを作っていただけたらと思います。

志々田委員：き章のことについてお伺いしたいのですが、き章というのは皆さんが胸につけておられるそのバッジのことだと思うのですが、これは職員であるということを示すためのバッジなのでしょうか。

江原総務課長：対象者としたしましては、本庁、地方機関及び学校以外の教育機関の一般職の職員であるということを示すものでございます。

志々田委員：今回の一部改正については、いわゆる今まで任期つき、非常勤の職の方が、法律が変わられて一般職になられたけれども、その方たちにはバッジを配らない、き章を配らないというための規定なのでしょうか。

江原総務課長：これまで特別職であったものが一般職に変わるということで、通常であれば、き章の貸与の対象になるということになるのですが、常勤的な職員というよりも、いわゆる非常勤職員ということで、対象者からは外すというための一部改正でございます。

志々田委員：き章というのは、本来その職員であるということを示すためにつけているものであって、外から来た方々にとっては、みんな同じ職員だと思うのですが、バッジがついていない、ついているということについて、外から来た方は、ついている人とついていない人の差が分からないと思います。それであれば、皆さんつけておいたほうが、この人は職員だと分かりやすいと思うのですが、なぜ全員に配らないのか、その理由を教えてください。

江原総務課長：確かにそういった考えもありますけれども、今回の会計年度任用職員につきましては、その勤務形態とか、その雇用形態がばらばらであり、任用期間も数日間しかないようなケースもあるものですから、一律に交付するというのではなく、いわゆる非常勤職員として今回は交付をしないという形をとらせていただくというものでございます。

志々田委員：バッジをお配りすると、必ず返していただかなくてははいけないとか、何らかの理由があるので、皆さんに配らないということではあると思うのですが、外から来た人が、みんな同じ職員で、責任を背負って仕事をしているということが分かるように、どの人が職員でどの人が職員じゃないのかが分からないといけないと思います。今皆さんは必ず胸に職員証を、職員の名前などいろいろつけておられると思うのですが、そういうものは非常勤の方でも、外から来た方が職員だと分かるようなものは配っておられるのでしょうか。

江原総務課長：いわゆる名札につきましては、皆さんにお配りしているということでございます。そういうもので確認していただければと思います。

志々田委員：私は本来バッジのことはどちらでもよくて、皆さんに分かりやすく親切に、県の職員が地域の人たちにきちんと仕事、サービスができることが一番大事だと思いますので、そういった、こういうことのき章のことをきっかけに、必ず名札をつけるとか、きちんと自分の身分が分かるように相手に対応するといったような、そういうところに繋がっていただければと思います。これは非常勤の方も、常勤の方も一緒だということでも理解しようと思います。ありがとうございます。意見です。

山田教職員課長：先ほどの、持ち帰り時間について、平成30年の10月に、特定の週に小学校65校、中学校が40校、高等学校が21校、特別支援学校5校を対象に調査をしたところのデータでございまして、教諭の持ち帰り時間について、平日1日当たり小学校が23分、中学校が11分、高等学校が5分、特別支援学校が5分となっております。

平川教育長：ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
第1号議案の1から3のそれぞれについて採決いたします。
第1号議案の1に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。
続きまして、第1号議案の2に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。
続いて、第1号議案の3に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報 第1号 令和2年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

て

平川教育長： 続きまして、報第1号、令和2年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： それでは、報第1号、令和2年広島県議会2月定例会に提案されました教育委員会関係の議案に対する意見について御説明申し上げます。

令和2年広島県議会2月定例会に提案をされました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から教育委員会に対し意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたことから、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理をし、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、御報告をして承認をお願いするものでございます。

この度承認をお願いいたします議案は、令和元年度教育委員会関係補正予算案についてでございます。

資料の1ページをお願いいたします。1ページの下段、点線囲み枠内の要求内容についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、様々な課題に迅速かつ適切に対処するため、国の令和元年度予備費の活用等によりまして、緊急対応策を実施するものでございます。

まず、感染拡大防止策でございますけれども、休校の対象となっていない公立の幼稚園におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するという観点から、消毒薬等の一括購入をするために必要な経費を計上するものでございまして、補正額は210万円余でございます。

次に、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応として、4点について予算整理を行ってございます。

1点目は、学校の臨時休業に伴って、仕事等によって家庭にいない保護者の子供の居場所を確保するため、区市町が地域住民等の参画を得て行う放課後子供教室の開設に必要な経費に対しまして補助をするものでございます。補正額は330万円余でございます。

2点目は、臨時休業期間中の学校給食費につきまして、既に保護者から徴収した額を返還するために必要な経費を計上するものでございます。補正額は20万円でございます。

3点目は、学校給食再開後の衛生管理の徹底・改善を図るため、学校給食調理業者が

行う設備等の購入に必要な経費に対しまして補助をするものでございます。補正額は750万円でございます。

4点目は、臨時休業中及び春期休業中の課題の送付、通知表等の送付に必要な経費を計上するものでございます。補正額は3,000万円余を計上しております。

補正予算の総額といたしましては、(2)の歳出の表の今回補正額の列の、教育委員会計の欄に記載をしておりますとおり、4,300万円余でございまして、補正後の教育委員会全体の歳出総額は1,646億1,800万円余となっております。

なお、この事業の財源といたしましては、(1)の歳入に記載をしておりますとおり、1,000万円余の国庫支出金を活用することとしておりまして、補正後の教育委員会全体の歳入総額は442億7,900万円余となっております。

次に、(3)繰越明許費でございますけれども、幼稚園への消毒薬等の一括購入、給食調理業者に対する設備等の購入支援などとして、繰越明許費として980万円余を計上してございます。

以上が今回追加提案をいたしました教育委員会関係の議案でございますけれども、教育委員会の関係課が確認をし、内容に問題がなく、同意することが適当であるということから、教育長が臨時に代理をし、3月16日付けで同意する旨の回答をしております。御承認のほど、よろしく申し上げます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 放課後子供教室も大切ですが、どれぐらいの市町村でどれぐらいの数、実施されているのでしょうか。

江原総務課長： 現在、県内23市町中の20市町で実施をしております。通常、臨時休業とあわせて休止するというのが基本になってございますけれども、8市町につきましては放課後子供教室等を開設してございまして、そのうち4市町が追加費用が必要になるということから、この4市町に係る補正予算を計上するという事になってございます。

志々田委員： これは、御家庭で一人でいられないお子さんたち、保護者はどうしても家庭では面倒を見るのができないお子さんを、学校によっては各公立学校がその面倒を見ているところもあれば、この4つの市町については、放課後子供教室が対応したということと理解してよいのでしょうか。

江原総務課長： 全てそれが併用されているかどうかという確認はできておりませんが、少なくともこの8市町が開設をしておいて、実際に地域住民の参画を得て、児童生徒に対して宿題、自主学習の支援、それから昔遊び等の活動を行っているということでございます。

志々田委員： 取組自体はとてもいいことだと思いますし、こういう形で地域の教育力を子供たちのこうした状況の中で活用することができることはとてもいいことなのですが、少し心配だったのは、この放課後子供教室のコーディネーターさんやボランティアの皆さんというのはとても高齢の方が多く、その方たちのリスクも高いので、そういう意味では学童保育の先生方と違って、地域の本当にボランティアで研修を受けて頑張ってくださいという方たちが多く、なかなかそのところで保健とか衛生だとか、そういったところの研修までうまくできていないところがあると思います。是非とも、放課後子供教室のコーディネーターさんたちやボランティアの皆さんたちの研修の機会というのは、生涯学習課でやってくださっていると思うのですが、そのときに是非手洗いとか、うがいだとか、消毒薬の設置だとか、そういったようなことも今後一緒に研修をしていただければいいと思います。以上、意見です。

近藤委員： 学校給食費の負担の部分なのですが、金額がすごく少ないようにも思うのですが、元々対象になる学校がそれほど多くないということなのでしょうか。

江原総務課長： この度の予算立てにつきましては、実際にその発注済みであって止めることができず、保護者から負担を求めたケースに絞られてございます。実際には特別支援学校2校、それから県立の中学校2校の4校についてのみ、3月2日に発注が止め切れなかったということでございます。

菅田委員： 学校給食調理業者に対して給食再開後の衛生管理徹底のための設備等の購入経費の補助なのですが、具体的にはどういうことになるのでしょうか。

江原総務課長： このケースにつきましては、臨時休業による学校給食の休止に伴いまして、学校との間で契約変更等を行ったものに対して、要はその通常もともと予定しているものが供給できないということに対して、何らかの減額の変更を行ったという場合に対して補助をするという形をとってございまして、中身としてはマスクの購入でありましたり、消毒のための装置の購入だったりというようなことに対して補助をする内容となっております。

菅田委員：春休みや夏休みなどの通常の長期休暇後、当然そういった洗浄とかはされると思うのですが、今回学校が休みになって、再開は今のところ4月の春休み後になると思うのですが、それでも必要になるものなのでしょうか。

江原総務課長：意味合いとしましては、大体年間通じて契約をしているわけですが、その契約に変更がなければ、予定していた契約額がそのままの形になりますけれども、今回は休業を受けまして何らかの減額変更をせざるを得なかったケースに対しまして、その補填の意味を含めて、この支援策を行うという形になってございます。

平川教育長：ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長：それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長：全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり承認されました。

報告・協議1 広島県教育委員会「学校における働き方改革取組方針」の改定について

平川教育長：続きまして、報告・協議1、広島県教育委員会「学校における働き方改革取組方針」の改定について、山本学校経営支援課長、説明をお願いいたします。

山本学校経営支援課長：それでは、報告・協議1によりまして、学校における働き方改革取組方針の改定について御説明をさせていただきます。

資料の1ページを御覧ください。1の改定の趣旨でございますとおり、改定前の取組方針は、平成30年度から令和2年度までの3年間を取組期間といたしまして、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合が80%以上と、時間外勤務が月80時間を超える教員を0人とすることを目標としておりました。

しかしながら、国におきまして、昨年12月に給特法を改正し、本年1月には文部科学大臣が上限の指針を定めたことを受けまして、県教育委員会では2月定例会県議会におきまして給特条例を改正いたしまして、本日先ほど御審議いただきました上限の方針と位置づけます規則を定めたことから、この取組方針も改定し、現状や課題を踏まえ、重点的に取り組む項目を明示することとしたものでございます。

2のこれまでの取組方針の目標の達成状況でございますが、子供と向き合う時間の確保につきましては、平成30年度、令和元年度とも約70%前後で横ばいとなっております。また、時間外勤務が月80時間を超える教員数につきましては、平成30年度と令和元年度のそれぞれ最も多かった月を比較いたしますと、平成30年度が6月で916人、全体でございますと約19%、令和元年度が4月で671人、約14%でございました。減少はしているものの、まだ多くの者が月80時間を超えている状況でございます。

また、3の(1)平成30年10月実施の教員勤務実態調査によりますと、月80時間以上の時間外勤務をしている教員の割合は、高等学校で42.8%、特別支援学校では8.9%という現状となっております。

また、平日では、授業準備や成績処理の時間が長く、土日では、部活動、クラブ活動の時間が長い状況でございました。そのため、本来担うべき業務の効率化、効果的な推進、事務的負担の軽減、部活動指導に係る負担軽減が必要であると考えております。

資料の裏面、2ページの方を御覧ください。令和元年9月には、県立学校における取組方針に係るフォローアップ調査を実施いたしました。その結果、月80時間以上の時間外勤務をしている教職員の業務の実態に応じた優先順位の指示や進捗管理を行っている学校の割合が3割程度にとどまっているほか、定時退校日以外の日に退校時刻の目安の設定をしている学校の割合は2割程度、入校時刻の目安を設定している学校も1割以下となっている状況でございました。こうしたことから、学校における組織マネジメントの徹底、時間管理の意識改革が必要であると考えております。

4の改定後の取組方針の内容についてでございます。

(1)に定めておりますとおり、取組期間は令和2年度から令和4年度までの3年間とし、(2)の目標・成果指標は、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合が80%以上につきましては、引き続き設定をしたいと思っております。また、超過勤務の目標値を年360時間以内、月45時間以内という規則で定めた上限に合わせております。

(3)の取組の柱につきましては、これまでの方針と同じく、①から④の四つの視点で取組を推進してまいります。また、勤務実態調査などの結果等を踏まえまして、重点的に取り組む項目を定めて取り組んでいくこととしております。特に①の学校・教員が担うべき業務に専念できる環境の整備と、②の部活動指導に係る教員の負担軽減に示す項目につきましては、業務改善プロジェクトチームの下に専門部会を設け、集中的に検討を行っていききたいと考えております。

なお、具体的取組につきましては、本文の12ページ以降の取組内容に記載してございまして、県教育委員会が取り組むもの、また学校が取り組むものということを明記させていただきます。

本方針に沿って、学校における働き方改革を一層推進し、教員の子供と向き合う時間の確保や、教職員の超過勤務縮減に向けまして、これまで以上に取組を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 先ほどのところでも持ち帰りのことで申し上げたのですけれども、この月80時間を超えている教員の割合が2の(2)に書いてありますが、最も超えておられる教員の方は、何時間ぐらいやられているのですか。

山本学校経営支援課長： 今数値を持っていないのですが、月でいいますと、100時間を超えた教員が何名かおります。

細川委員： 通常、オーバーワークの従業員に対しては、労働基準監督署からその指摘を受けて、ペナルティもありますし、是正報告書のようなものを、期限を切られて求められます。この働き方改革の取組方針というのは、実態は書いてあるのですけれども、なぜこうなっているのかという原因がなかなか読み取れません。通常は、原因が分かると、それに対して対策を練って、各学校に対して水平展開をして、みんなで気をつけましょうというのが通常なのですけれども、この取組方針というのは、是正的に見ればいいのか、もしくは予防的に見ればいいのか、超えないためにこういう形で予防していきましようというものなのか、超えているからこう直しましようというものなのか、どちらであるか見ればよろしいのでしょうか。

山本学校経営支援課長： 我々としては、両方の観点で書いております。そして、今、委員から言われましたように、是正的な意味、80時間を超えている教員というのは我々もつかんではいますし、各学校でもその実態をつかんでいただいています。そういった部分は、各学校でも校長は個人と面談する。また、その状況によっては産業医とか、そういった方とも面談、その対象教員は面談していただきます。あわせて、我々も各総括指導主事が学校を回るときに、そういう人、まず校長になぜこういう人がいるのかという、学校はどうだったのか、どういう取組をしているのかということをお話させていただきますし、そういった対象教員の方とも、校長先生とお話ししてそういった教員の方と対面できる方はさせていただいて、自分自身の働き方はどうなのかというお話もさせていただいております。そういう中で、各学校で本当にマネジメントをやっていく中で、本当にその教員の、言葉で言うと特性的なものか、それとも仕事が本当に偏っているのか、そういったいろいろな、また時期的なものなのか、また全体学校としてどういうふうに取り組んでいくのかというのをきちっと話をさせていただき、個別にもそういった話も、この取組方針とは別にさせていただいているところでございます。

細川委員： しかし、なかなか80時間を超える教員の方が0にはならないというところで、やはり原因をしっかりとつかまれて、対策をとっていただきたいと思っております。私は、職務上、毎年全国教育委員会会議に出席をしますが、本県の取組は、全国に先駆けてやっておることが多く、非常に誇りに思っております。先日も教育長がNHKに出演されたり、本県の教育というのは全国でも注目を浴びているところだと思っておりますけれども、働き方改革というのは全国的なことだと思っておりますが、本県が、独自に取り組むものがあれば、教えてほしいのですが。

山本学校経営支援課長： この働き方改革につきましても、全国で1番とは言いませんが、本県も平成22年度という早い時期からプロジェクトチームを設置し、取り組んできているところがございます。平成26年には、民間のコンサル会社とも一緒に連携して学校に入らせていただきながら、いろんな実態を踏まえ、そして様々な取組を進めてきたところであり、スクールサポートスタッフ等も他県よりも先駆けて導入させていただいたところがございます。

ただ、こういった導入をどんどんしておりますけれども、先ほど委員も言われたように、まだまだこういった実態があるというのは、我々もすごく大きな課題だと認識しております。今言われたような、本当に何ができるか。この四つの視点の中でもまたそれぞれいろいろ検討はしてまいりますけれども、今までの固定観念ではないものを考えながら、取り組んでいかないといけないと思っております。

中村委員： 細川委員からいろいろ御指摘もありましたけれども、超過勤務が月間80時間超の方がこれだけまだいらっしゃるの、100時間超という、いわゆる過労死ラインですから、この超過勤務削減に本気で取り組まないといけないというのは、全くそのとおりだろうと思えます。

この取組方針の「はじめに」のところにもありますように、教員が疲弊しては子供のためにならない。正にそのとおりだと思いますし、教員にはなったけれども、超過勤務多く、心身ともに疲れ果てるという状況ですと、教員のなり手も増えていかないと思えます。

先ほど説明がありましたように、取組の柱、重点的に取り組む項目、この1番、学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備、それから部活動指導に関わる負担軽減というのは、正に大きなテーマですので、ここについて、早く実効性のある施策を浸透させていくということが正に大事なところだと思いますので、よろしくお願いをします。

その一方で、少し懸念していますのは、やはりあくまでも大事なことは、子供と向き合う時間が確保されるということだと思います。ですので、それ以外のところはなるべく削減をして、子供のため、子供の教育に割く時間を確保する必要があると思えます。特例的なケースというのものもあるようですが、民間では、超過勤務の上限を、極端な話、1分でも超えたら、労基の指導なり、もっと悪いケースには罰則が適用されたりするおそれがありますので、これは非常に厳しく運用しないといけないと認識しています。我々も、営業目標と時間外どちらかを取れと言われたら、時間外の削減を優先しろと言わざるを得ない。それぐらいの問題なのですが、学校現場のときに、本当に悩んでいる、困っている子供がいて、その子供に対応しなくてはいけない事態があったときに、この超過勤務の上限を超すからといってその対応ができないというようなことがあってはいけないと思えますので、先ほどの規則で時間の数字もありましたけれども、大事なことは教育委員会が配慮して対応していくわけですけれども、時間の数字だけに縛られるということではなくて、個別の状況に応じたきめ細かい運用も必要だろうと思えますので、よくお分かりになっていらっしゃると思うのですが、念のためにこれは意見として申し上げたいと思えます。

近藤委員： 2点あるのですが、まず第1点が、取り組むべき重点項目の①学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備の3点目なのですが、働き方改革に配慮した教育課程の編成というのは、例えばどういうことが考えられるのかというイメージを教えてください。こちらの取組期間が令和2年から3年間ということで、この①と②の項目については、専門部会を設けて集中的にこれから検討を行うということなのですが、検討を行って、実施まで移しての3年間という計画だと思うのですが、大体どれぐらいでその検討のまとめといいますか、検討結果を出して、実施に移していくのかという目的的なものを想定しているのか、あれば教えていただけますか。

山本学校経営支援課長： こちらの教育課程の編成実施につきましては、各学校で授業時数とか卒業に必要な単位数を設定するに当たりまして、働き方改革の視点も踏まえて、いろいろなカリキュラム等も考えていただきたいと思います。授業時数の設定に当たりまして、課業期間中の平日の業務の平準化という観点からは、長期休業の設定とあわせて7時間授業とかを今設定している学校ありますけれども、そういった部分の見直しも検討ということも、一つの例ですけど、考えられるのではないかと。また、学校行事や教科等の授業時数などにつきましても、カリキュラムマネジメントの観点からいろんな設定を、働き方とあわせてやっていただきたいと思いますという思いなどもここでは書いております。これも、そういった部分を踏まえて、こういったことができるかというのを我々も検討してい

たいと思います。

また、この3年間の取組なのですが、今までやっている取組も、ここでも数字を書いておりますけれども、高等学校全日制教員の1月当たりの平均時間外勤務が49時間ぐらいあります。そして、それを月平均30時間にするとなると、約20時間とかの減をしていかなければいけない。平均で、高等学校全日制教員全体で平均20時間減ですね。そういった部分を、すぐにこれをやるからといって、来年度からすぐに0に出来るかといったら、到底難しいと我々も考えておりますので、そういったある程度の時間の削減的な部分も見ながら、目標値も掲げながら、そういった検討とあわせて、それでそういったところでどれぐらい下がっていくかということも踏まえながら考えていき、3年間でこの上限にきちっと納まるような勤務実態にできるように、我々も取り組んでいきたいと考えております。

近藤委員： もう一点ですが、業務負担の大きい部分が部活動指導というのはずっと言われてきているところだろうと思います。部活動指導員の導入に向けた検討というものも、多分モデル的にされている部分もあるのではないかなと思うのですが、現状、その課題として上がっているものがあつたら、そういったところに障害というか、簡単に広がっていかない理由があるのかというのを教えてください。

山本学校経営支援課長： 現在、部活動指導員につきましては、国のほうの補助金は中学校についてございますので、中学校の部活動指導員を今導入している段階でございます。県立学校、高等学校につきましては、この国の補助というものは今はない段階です。一方、県立学校には外部指導者を今現在、文化系と運動系を合わせたら200人から300人ぐらい入れているのですが、外部指導員の場合は、全体で年間20とか30時間程度の外部指導だけで、そのときは部活の顧問も一緒についていないといけないという決まりがあります。部活動指導員になると、この顧問もつかなくて、その人に部活動全体を見ていただくことも可能になるのですが、そういったことで、一つはやはり予算の関係がございまして、その人に年間お願いするとなると、やはり相当なお金が必要ということがあります。

また、そういった部活の全てをお任せするということは、安全面のことから、いろいろ指導面、子供たちの指導面プラス保護者への対応とかありますので、そういったことへ対応できる部活動指導員のなり手がいるのかという、そういう人材の発掘というのがなかなか難しいところもあります。

中学校の実例等でいうと、やはり教員のOBの方、もしくは非常勤で学校に来られている講師の方というのは割と高い割合になっておりますので、そういった人の活用ということも我々今後考えていかなければいけないなと思っています。

それと、部活動指導員を入れる部分につきましては、大きな問題は、やはり予算的なもので、一つの部活に一人配置するとなると、全校的に広げると相当な数になりますので、そういったところをどう整理をしていくか、この導入に向けて、今現在検討をしているところでございます。

菅田委員： 定時退校日とか、退校時刻の目安を設定している学校が2割程度にとどまっていることなのでございますけれども、ここを、もう100%にしなければ、なかなか達成が難しいと思います。企業でも、定時退社日なんかは、最初は定時退社日水曜日とかやって、それでもだめなら電源を落とすとか、そういうところまでやったりしますが、ある程度そこまで強くやらなければ、達成が難しいのではないのでしょうか。

山本学校経営支援課長： 先ほど説明させていただいたのは、定時退校日以外の日に退校時刻の目安の設定をしている学校が2割程度であるということです。定時退校日というのを週に1日設けておりまして、これは100%まではいっていないのですが、相当部分で定時退校は今できている状況でございます。部活の休養日とあわせてやっておりますので、定着はしつつ、まだ全体ではないですが、あります。

ただ、定時退校日以外も、ある程度退校する時間帯を決めていこうということは我々も各学校と話をさせていただいております。定時退校日以外も、20時とか19時半とか時間を決めて、そこまでに仕事をやり終えるような格好で全体の仕事を考えて、配分を考えてやっていきたいと思いますということを各学校とも話をさせていただいて、そういったことも設定していただきたいということを言っているのですが、そこがまだ2割程度しか設定ができていないというところで、そこはやはり来年度も重点的に、入校時間・退校時間というところを学校が示していくということが大切だと思っております。

志々田委員： おっしゃられていたところだと、菅田委員と同じところなのですが、長時間勤務者に対する取組の状況として、これだけ働き方改革とか、教員の長時間労働の問題や、

それによる病気休暇の数だとか、メンタルの部分だとか、これだけずっと言われている中で、そういう状況の中で校長先生に就任した人が、自分の学校の中に長時間勤務者がいて、80時間以上働いている職員がいたときに、当然声はかけていると思うのですけれども、そうすると、長時間勤務者の把握をしているというだけでも、まだ15%の人が把握をしていない。業務優先順位を適切に指示するということは、上司として当たり前のことで、自分の目の前になかなか仕事を終わられない先生がいた時に、どうやったらうまくいくのだろうか、どうやったら時間が少なくなるだろうかということを実際に一緒に話し合っただけで指示をしてあげたりだとか、業務の見直しだとか、この先生は少し業務を他に分担して、進路の調整などをしてあげられるような、そういうマネジメントができる、している教員が3割しかいないというのは、すごく意外なのではあるけれども、こういうことができない人材を校長として任命しているということなのか、それともこういう能力を校長先生がつけないまま研修ができていないのか、意識の問題ではなくて、実態とか切実さというか、この国の教員、教育という業界が置かれている状況に対する理解がないのか、不思議で仕方がないのであるけれども、この勤務を把握していない15%は一体何を考えて勤務を把握していないのか、7割の校長は、なぜ優先順位を適切に指示したり、教員の見直しを、仕事の分担をしてあげられたりできないのか、不思議で仕方がないのであるけれども、一体どういう校長先生たちなのでしょう。

山本学校経営支援課長： これはいろいろフォローアップ調査とかアンケート調査でやっている部分でありまして、我々も実態のその深掘りは申しわけないのですが、できていないところがございます。ただ、委員が言われたように、やはりそのマネジメントというのはすごく大事なところでありまして、そういった部分の各教員それぞれの働き方そのものがどういう状況なのか、勤務管理システムによりまして勤務管理はできておりますので、何時にこの先生が来て何時に帰られたかとか、全ての教員が毎日わかっているところがございませぬ。そういったところで、本当に何が一番仕事でネックがあるのか。本当に仕事の配分がそんなに集中しているのであれば、どういうふうによれば全体でできるのかというのは、やはりそこが一番大事なところだと思います。

そういう意味では、我々もこれは管理職になられた、校長ではなくて教頭先生のと時から研修でいろいろ話をさせていただいておりますし、いろんな場面で、各地区で校長研修などがあるときでも、我々職員が出向いてそういった話はさせていただいております。やはりそれぞれの学校の実態は、いろいろあると思うので、先ほど言いましたように、各学校に我々の総括指導主事が入っていきっております。そこで校長先生と本音の話をさせていただきながら、本当にそういった部分をどういうふうに行っていくのかというのを一緒になって本当に我々も考えていかないといけない。総括指導主事だけじゃなく、うちの職員もそういったところにどんどん出ていって、困っておりますので、そうやって学校へ行って本当に話を聞きながら、我々としてできること、そして学校としてやってもらうことというのをやって明確にしながら、確認しながら、我々も取組方針とあわせてやっていかないといけないと思っております。

志々田委員： こういう取組をしても、80時間も仕事を超えてしまう先生がいらっしゃるということは、これはどうにもならないことだと、どうにかしなくちゃいけないけど、それは難しい現実の問題とか、子供たちの様子もあるので、それは仕方ないとしても、やっていない、できない教員がこんなにいるというのは、改めて見てみると、とっても残念なことだと思いました。多分やらなくていいと思っているのかなと思わせるぐらいの割合の低さですよ。なので、それができない校長先生は、校長として向いていないのだと思います。私たちの広島県にいらっしゃる優秀な先生方をお預かりして、管理していただく能力が乏しいのではないかと。7割もの人が、上司として当たり前のことができていないと答えられてしまうような今の学校教員の意識の問題だと書いてあるとするのなら、意識を変えることからできないと、少なくとも質問されたときに、やっているのです、やっているけれどもなかなかできないのですと答えた校長を、私は信頼できる校長先生だと思いたいのではあるけれども、やっていませんよと答えてしまうというのは、やはりまだまだ徹底ができていなくて、教育委員会の思いが伝わっていなかったり、広島県教委の気持ちが各県立学校に伝わっていないということなのだなどと、とても残念に思いました。是非ともこの数字がまずは上がることが最初のステップなのかなと、ちょっと久しぶりにすごく背筋がぞっとする状況のデータを見せてもらって危機意識を持っています。是非とも、嫌な立場になるのかもしれませんが、口うるさいと思われても、やっぱり全学校の、県立学校の教職員のためにお二方の課長さんには頑張っていただきたい

などと思います。これはお願いです。以上です。

細川委員： 志々田委員も言われたのですが、こういう取組方針を定めるに当たっては、各地域性もありましょうし、課長も言われましたけども、規模も違いますし、教員によっては教科も違いますから、それぞれ一律になりにくいところがあると思います。校長先生の資質もあるでしょうが、そういうところの御指導を県教育委員会としてはどういうリーダーシップをもってやろうと思われているのかお聞かせいただければと思います。

山本学校経営支援課長： 委員が言われたように、学校実態もそれぞれ違います。教員実態も違うところがございます。その部分は、やはり我々全体として、学校全体の業務削減をしていかないといけないというのは教育委員会としても考えていかなければいけないところです。なので、いろんな業務でもICT化して事務にとられる時間を少なくするとか、そういった部分の考え方、また、業務そのものもやめていくことも考えていかなければいけません。また、学校におきましても、先ほどありましたように、いろんな実態がありまして、教員実態、学校実態も全然違ってきますので、そこはやはり学校は学校においてのマネジメントを校長先生としっかり、学校訪問等でさせていただいて、その学校に合ったやり方というのを、校長先生に助言・お話をさせていただきたいと思っております。

細川委員： 先ほど申しましたように、本県というのは全国でも注目をされている県だと自負をしております。是非広島スタイル、広島方式というか、全国に先駆けてこの働き方改革が取組によって実現するというをお願いして、意見とさせていただきます。以上です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 2 令和元年度乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査結果について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 2、「令和元年度乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査結果について」、田坂乳幼児教育支援センター長、説明をお願いいたします。

田坂乳幼児教育支援センター長： それでは、今年度実施いたしました「令和元年度乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査結果について」御報告いたします。

1 ページを御覧ください。まず、1 の調査の趣旨でございます。この調査は、県内の幼児の育ちの状況、幼稚園・保育所・認定こども園での教育・保育の状況、家庭での保護者の意識などの実態を把握し、園・所や保護者への支援など、平成29年2月に策定いたしました「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる施策の具体化に活用するために実施したものです。

次に、2、調査の対象です。調査の対象は、県内の園・所、保護者、小学校などでございます。この規模の調査は、推進プラン策定前の平成27年度に実施をしております。今回の調査では平成27年度に実施した調査をベースにしながらも、特に乳幼児を持つ保護者の実態を把握するために、新たに0から2歳児の保護者を対象に追加しております。

本日は、時間の都合上、主な内容について説明申し上げます。詳細は、添付しております別冊を後ほど御覧いただければ幸いです。

それでは、2 ページの 2、調査結果の概要を御覧ください。

1 の幼児の育ちの状況についてです。図 1 は、子供の育ちの状況を問うアからソまでの15項目につきまして、年長児の担任がクラスの一人一人の子供について、その項目の姿が当てはまると回答した割合を示したものです。150の園を抽出して実施しております。上位3項目は、図の上の表のとおり、セ、自らやりたいことを見つけて、伸び伸びと遊ぶなどございまして、下のグラフでは丸で文字を囲ってございます。それから、下位の3項目ですが、ソのいざこざ場面などで双方の気持ちを代弁したり、解決への方法を提案しているなどで、下の図では三角で囲ってございます。黒い枠の黒い字のほうが令和元年度、薄いのが27年度でございまして、ほぼ同様の結果でございました。

続いて、3 ページを御覧ください。図の 2 は、箱ひげ図というものでありまして、先ほどの幼児の育ちについて、園・所ごとの状況をプロットしたものです。線内の箱の中の線が中央値、50%のものを表しており、箱にはデータの全体の50%が含まれるというものでございます。箱の長さが長いほど回答にばらつきがあると言えるというグラフで

ございます。開きが大きい3項目、小さい3項目は、図の上の表のとおりです。前回、これも令和元年度と平成27年度を並べて書いておりましたが、項目ごとの箱の位置、それから長さというのが大体同じとなっております。こうしたことから、現時点の受けとめでございますように、先ほどの幼児の育ちの状況、それから園・所ごとの分布の状況は、ほぼ平成27年度と同じような傾向であるというふうに受けとめてございます。

4ページ、5ページを御覧ください。保護者の状況でございます。ここからは、この図とですね、あと枠で囲んでおります、現時点の受けとめのところを交互に御覧いただけると幸いです。

図3の家庭の心がけでは、90%以上の保護者が、エ、子供が伸び伸びと遊べるようにすること、ソ、子供の話やつぶやきを共感的に聴くことなどを心がけており、多くの保護者が推進プランで示しております、乳幼児期の遊びの大切さや共感的な子育てスタイルと同じような考えを大切にして子育てをされていると受けとめてございます。

また、図4の子育てで感じていることでは、ア、子供の成長によるこびを感じるなど、子育てに対する肯定的な気持ちを80%以上の保護者が持っている一方で、約50%の保護者が、カにありますような、親としてプレッシャーや焦りを感じることもあるなど、不安を感じていることから、保護者支援の充実が求められていると受けとめてございます。

続いて、6ページを御覧ください。園・所における教育・保育です。

まず、図5でございます。80%以上の園・所が、子供の主体性や遊びの環境について考慮した指導計画を作成しており、遊びは学びと考える国の幼稚園教育要領等や県のプランにおける乳幼児期の教育・保育の考え方について理解が進んできているものと受けとめております。

次に、ページの中ほど、資質向上のための取組です。

教育・保育について振り返り学び合うことは、保育者の質を向上させる上で重要なことだと考えております。平成27年度と比較いたしまして、振り返り学び合う機会を行っているとの回答が増加しており、園・所において教育・保育の質や職員の専門性に対する意識が向上しているものと受けとめております。

7ページ、8ページは、幼保小の連携・接続についてでございます。

図の8は幼稚園、保育所での、また図9から11は小学校でのカリキュラムの作成、実施の状況でございます。

幼保小の連携・接続につきましては、小学校等で来年度から全面実施される新学習指導要領におきまして、接続を見通したカリキュラムの作成、実施が求められていることもあり、取組が進んでいます。カリキュラムの作成は進んでおりますが、継続的なカリキュラムの見直しというものが必要であるというふうに受けとめております。

9ページを御覧ください。園・所における子育て支援についてです。

園・所での保護者からの相談は、イ、子供の生活習慣、ウ、子供の行動や性格など、子供に関わるものから、アにありますような子供との関わり方、子育てについての不安な気持ちなど、保護者に関わるものなど、様々であります。そうしたことから、園・所における子育て支援の充実が求められていると受け止めてございます。

最後に、3、今後の方向性についてでございます。

今回の調査では、幼児の育ちの傾向は前回調査とほぼ同じような傾向であること、新たに対象とした0・2歳児の保護者を含めて、多くの保護者は子育てを肯定的に捉えていながらも、不安を抱えていること、園・所での教育・保育の質向上のための取組や小学校での接続の取組などが進んできていることなどが分かっております。

本調査の結果につきまして、県内の幼稚園、保育所等や市町の担当部署、園・所の関係団体、ネウボラなどの子育て支援機関等をはじめ、幅広く情報提供することにより、園・所、小学校など、それぞれの場所での取組の参考としていただきたいと思いますと考えております。

また、この調査結果につきまして、今後更に詳細に分析いたしますとともに、有識者からの御意見も伺いながら、今後の施策の検討の資料とすることによりまして、本県の乳幼児期の教育・保育の質の向上に取り組んで参りたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

近藤委員： 幼保小、幼稚園・保育園から小学校の接続の部分なのですが、教育委員会で乳幼児のプランを作っていたら、乳幼児の目指す姿というのができて、それに基づいて幼稚園、保育園、こども園等は子供たちに接していただいているのだと思いま

す。小学校にそれをどうやって繋ぐかというのが大切なところで、昨年、福山の樹徳小学校を学校訪問させていただいたのですが、カリキュラムが、保育園の生活から無理のない形で小学校の生活になじんでいけるようにすごくうまく工夫されていて、子供にとってみたら遊びが学びという、正に教育委員会が目指しているところの生活と、小学校の、座って、まず座って45分というのは、本当に生活として激変して、しかも今の小学生はすごく忙しいんですね。入学して1か月経たないうちに6時間とかの授業もあると聞いていまして、それに慣れるのに体がついていかない。それで学校が楽しくないということになったらすごく残念だろうと思うのです。

今回アンケートの中で、昨年まではその接続プログラムを作ってなかったけれども、今年は作って来年度から実施するとアンケート結果ありますので、令和2年、来年度から実施していただけるのだろうと思うのですけれども、その中で一つ気になるところが、この調査の結果の34ページ、幼保小接続の意義というところで、校長先生に対するアンケートの結果がありますが、オの部分の、小学校入学後の学習や学校生活での課題に対応するためというのが平成27年のときに比べて令和元年すごくばっと伸びているところがあります。接続のプランを考えると、小学校としてこうしてほしいというのを幼稚園側、保育園側に求めるのではなくて、幼稚園、保育園のほうで養ってきたのをどうやって小学校側が受けとめて伸ばしていくか。学ぶ姿勢などを上手に学習のほうに向けていくかということが大事ではないかと思うのですけれども、このアンケート結果は少し怖いところがあって、学校側が、小学校側が見て、こういうところは課題だから、ここを幼稚園・保育園で予めやってきてほしいという意識で接続プログラムが使われると、それは多分遊びの中に学びがあるというあのプランとは逆行する形になってしまうのではないかと思うのです。そうではないというところを校長先生の皆さん御理解いただきたいということですね。

このアンケート結果は、平成27年から令和元年のところですごく増えているのは、こう実態が変わってきている部分があるのかというのが、もし御存じでしたら教えていただきたいのですが。

田坂乳幼児教育支援センター長： 正に委員が御指摘のように、小学校、幼保小の接続というのは、小学校のためにあるというのではなくて、幼保で幼稚園・保育所の間に培われたものをしっかり小学校以降で伸ばしていくという、正に委員が言われたとおりのことを我々も狙ってございます。そのために、まず小学校の各校に連携担当教員というのを1人置いてもらいまして、まず研修で幼稚園・保育所の現場を見てもらうと。幼稚園・保育所でどんな教育・保育がされているのか、まず見てもらう。その上で、知った上で、ではどう中身を繋いでいくのかという考え方でやっていただくようにしてございます。

ここの数字の細かな聞き取り等をしてございませんので、一つ一つの原因というところは我々も把握をしてございませんが、行ってみて改めてわかる。小学校の先生が行ってみて分かった、校長先生が行ってみて分かったということで、改めての課題認識になっているところもあろうかと思ってございます。

また、それとともに、七つの市町を指定いたしまして、連携協議会をつくりまして、日常的に幼稚園・保育所と小学校が顔を合わせて、お互いの教育・保育を語り合う。知る。その上で接続カリキュラムをつくるという取組も進んでございます。そういったものを全県に広げていく中で、ある意味我々が狙っている幼保小の接続というものを目指していきたいというふうに考えてございます。

そういう意味で、一つ一つのその差っていうところについては、まだまだ分析が途中でございますので、今日は御容赦ください。

中村委員： 私も先月、廿日市小学校の教員が廿日市市の幼稚園に1年間長期研修で在籍して、幼稚園での教育の実態を勉強されている現場を視察させていただきました。その教員の話も聞いて、小学校での教育のあり方と幼稚園、そこはかえで幼稚園、非常に特徴的な幼稚園ではありましたが、子供の主体性を重視した教育を幼稚園でやっていたので、大変勉強になっているということですし、私自身も気づき、勉強になったところがたくさんありました。どっちが、小学校でやっぱりどうしてもやり方は大きく変わってしまいます。どこまでをどうするのがいいかというのは軽々には言えませんが、少なくとも違いを認識して、円滑に接続させていくということ、担当の教員だけではなく、小学校も組織全体で意識してやっていくということが大事なのだろうなと思いました。

一つの園・所から一つの小学校だけに行くのではないので、なかなか難しい面もある

うかと思えますけれども、そういった努力を小学校でもしていくということが大事なのだろうと思いました。

それから、この資質向上のための、園・所における教育・保育の資質向上のための取組というところなのですが、図の7で、園・所内、振り返り学び合う機会の状況というところで、資質向上の取組を園・所内職員のみで実施という園・所が大きく増えているというのは、これは上のグラフを見れば、資質向上のための取組を行っているという園・所が増えたから、その中の園・所だけでやっているというところが増えているという、多分、そういうことですよ。

田坂乳幼児教育支援センター長： まず、振り返る機会でございますが、これ以外にも資質向上の取組と申しますのは、我々が行っています研修に参加してもらって。それからアドバイザーが訪問させていただく。そういった形で大きなフレームの中でやってございます。ここで挙げておりますのは、園・所ごとで日々の保育をいかにして振り返るか。どうしても子供がいる時間が長い保育所などはそうですので、そういった中で何とか振り返りをして、あすの保育に生かしていただくという、園内研修的なものであったり、ちょっとしたミーティングであったり、そういったものごとを考えてございます。そういったものが令和元年度の場合は増えているということの中で、園・所内での職員のみで実施というものも増えているのだろうというふうに、連動して増えていると受けとめてございます。

中村委員： 乳幼児教育支援センターに幼児教育アドバイザーというのを設置されていますよね。そのアドバイザーのお話をお聞きすると、基本的には園・所訪問は、依頼があったところに行っているということですよ。去年1年間で300園・所を訪問して、大体このアンケートの対象ということになりますけれども、県内の大体3分の1ぐらいを手分けして回っていらっしゃるということで、非常に精力的にやられていると思うのですけれども、逆に言うと、まだ3分の1ということで、お話をお聞きしても、やはり園・所によって非常に差がいろいろあって、組織的な課題、教員の資質の課題、いろいろ絡み合っているところがありますということでしたので、なかなか押しかけていくというわけにはいかないのだろうとは思いますが、引き続き、アドバイスや指導、そういったことを是非やっていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

田坂乳幼児教育支援センター長： アドバイザー訪問につきましては、委員が御指摘のように、今年度も300件余り行かせていただいております。一昨年が200件、昨年が300件、今年も300件ということで、大体2割から3割ぐらいの園には、行かせていただくようになってございます。

委員がおっしゃられたように、なかなか押しかけてというところは難しいのですけれども、今年度少し試行的にやってございますのが、園の方へこちらの方から連絡をさせていただいて、まずは保育を見せてくださいということです。今までのアドバイザー訪問は、保育を見せていただいて午後カンファレンスということで、若干、園のほうに負担がかかる形で行ってまいりました。そうすると、どうしてもちょっと訪問依頼をためらってしまうところがございますので、まずは保育を見せてくださいということで、半ば押しかけの的なものも、当然合意はいただくわけですが、やり始めてございます。そういったことで、園へたくさん、今まで行ったことのない園に行けるように取り組んでいきたいと考えてございます。

菅田委員： 資料の24ページの、主体性、遊び込む時間や環境を考慮した指導計画の作成をされているところが87.1%なのですけれども、逆に指導計画は作成しているが実施していない、指導計画を作成していない。指導計画を作成していないのは、何かそういうところは理由があるのですか。

田坂乳幼児教育支援センター長： 一つ一つの園の状況を、正直なところ、つぶさに我々のほうで把握できているわけではございませんが、公立でない私立の園がたくさんあるということもございまして。そういったことの中で、今までどおりということとされているところもある。なかなか文章化されていないといったことは、残念ながら、あろうと思います。

菅田委員： 無償化になるので、ある程度私立のほうにも指導というか、指針を出されたほうがいいのかと。

田坂乳幼児教育支援センター長： おっしゃるとおり、保育の無償化ということの中で、今まで以上に乳幼児期の教育・保育の質というものに注目が集まっておりますし、それをちゃんと園のほうでも発信していくということが大事だと思っております。様々な研修の機会等、またアドバイザー訪問を活用しながら、そういったできていない園が少なくなるように取り組んでまいります。

志々田委員： 平成27年度との比較が面白いなと思って見させていただいたのですが、41ページ、42

ページ、やはりどうやって接続カリキュラムを定着化させていくかということと、充実したものにしていくのかということに、先ほど近藤委員がおっしゃったように、お互いが押しつけ合うような形ではないスタートカリキュラムというものを考えていかななくてはいけないというところで見えていくと、面白いなと思ったのは、平成27年度だと、小学校へ接続するときに子供たちにこれを教えなきゃといったときに、早寝早起きとか、整理整頓とか、自分のことは自分でやるというような、こういうものが小学校へ行くとき、生活習慣やそういった態度みたいなところですよ、小学生になるんだからというようなところをすごく強く意識していた傾向が、小学校と一緒にやるようになって、いや、そこじゃないんだなということがわかっていただいているんだな。結局、自分の思いを伝えるとか、自分の言葉を発するとかというような形で、非常にソフトランディングするために幼稚園側も学校ということをあまり気負わずに理解しているし、恐らくそれは学校側としても、そんなに言うくださらなくても大丈夫なんですよと、すごくいい意思疎通というか、子供たちにとっていい先生と幼稚園の先生との交流ができていのかという様子が見えてきて、非常に面白いなと思います。人の話を集中して聞くことなんて、多分言い過ぎていたんじゃないかな。幼稚園に行くのだから、小学校に行くんだから明日からちゃんと自分でやらなくちゃといったプレッシャーをかけていた幼稚園の先生が、学校というところの実態とか、先生とかの関わりとか、いろいろな小学校の対応を見て、大丈夫なのだ。そんなに言わなくてもというのになったのかなというようなことが見え隠れしていて、非常に豊かなコミュニケーションが園と学校でとれているところがすごく伝わってくるいい報告書になっていると思います。

やはり同じ子供を育てているわけで、私たちは小学校に行ったからといってもう知らないですよというわけでもないし、小学校に行ったからうちの子たちじゃないっていうことにならないような、こういうカリキュラムづくりを通じて、同じ年代の子どもを扱っている、育てているという意識が今後も伸びていくといいなと、そういうデータがとり続けられると、広島県の小学校、乳幼児の教育というのは充実してきたな。先生、それを見守る先生方の目も非常に成熟してきたな。子供たちを型にはめるわけでも、四角の中に入れるわけでもなく、子供が言いたいことをはっきりと言えるというような、新しい学力観に基づいた学習活動ができていっているのだということ全国に発信することができると思うので、是非この調査は続けていただければなと思います。とてもおもしろかったです。以上です。

細川委員： この調査結果についてを読ませていただきまして、本当大変なときにありがとうございました。私、田舎ですから、幼稚園の規模もそれぞれ違いますし、運営の仕方も違うし、ある幼稚園はお寺さんの幼稚園だったり、片方は幼稚園バスを何台も持っておるような規模を持った幼稚園もありますし、どこに入れるかというのは親が決めるのですよね。子供が決めるというよりも、恐らく親が決めているのだと思うのですけれども、では、その親の方も、いろいろな評判を聞きながらその幼稚園に預け、保育園・幼稚園に預ける。保育園は公立なのですけれども、そこに預けると思うのですが、この報告書の5ページの図の4で、子育てで感じていることというのが、カ、キ、ク、ケのところは、これは親側が、私たちも育児1年生に始まって、本当にこれでいいのだろうかの連続で、子供が成人するという段階になるのですけれども、やっているときは一生懸命で、これでいいのだろうかと思いつつやりますが、結果的によかったのだろうかと感じるわけですよ。ここで、このカ、キ、ク、ケが約半数の方がこういう親の不安として思われておるのが、半分ぐらいしかいないと見るのか、半分もいると見るのかということをお考えなのですが、やはりこういう不安に思うのは当たり前のことだと思うのです。その幼稚園と一緒に育てているのですが、不安だという気持ちになるのは当たり前なこと、その辺のところを県として、なかなかその私立の幼稚園というのは、ポリシーも持っておられるので、どうですかというのなかなか進めにくいところもあるかもしれないのですけれども、それを卒園すると、私立の小学校もあるので、ほとんどが公立の小学校に上がりますので、そういう意味では県としてもこういう子育て支援の方針・指針というのを、各幼稚園・保育所にお示しをいただいて、書いてありますように、切れ目のない保護者支援の充実というところを、ということなのですが、実際のところ私が今申し上げた、難しいのではないかなというところを、どのようにお感じになっておられるかお聞かせいただければと思います。

田坂乳幼児教育支援センター長： 委員が御指摘のように、私立の幼稚園、保育所というのはたくさんございます。そういった中でそれぞれが独自の教育理念、建学の精神、保育理念というのをお持ちでやら

れてございます。ですが、もともとのその、例えば保育所保育指針でありますとか、幼稚園教育要領、そういったものに通底する遊びで子供を育てていこうということは、我々のプランに掲げておりますのは同じものでございますので、その限りにおいては、公立、私立の差はないものと思っております。

そういったことから、我々が行っていますプランの取組を行うに当たっては、それらの関係団体の代表の方と定期的に集まりまして、私立にもそういった我々の考え方が伝わるようにということは取り組んでいるところで、これからも取り組んで参ります。

また、家庭への支援というところは、このプランの中でも大変大事なこととして取り組んでおりまして、園・所を通じた家庭教育への支援、こういったことにも来年度以降しっかり取り組んでいくということの中で、公立、私立、私立の独自性を生かしながら、県全体の乳幼児期の教育・保育の質が上がるということを目指して参りたいと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、申し訳ございませんが、傍聴者の方は御退席のほどをお願いいたします。

(14 : 37)

【非公開審議】

第2号議案 令和2年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について

令和2年度広島県教科用図書選定審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14 : 43)

広島県教育委員会会議録

令和 2 年 4 月 22 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和2年4月22日（水）

13：00開会

15：05閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志	々	田	まなみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	長	谷	川	信	男
管理部長	池	田	克	輝	
学びの革新推進部長	富	永	六	郎	
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津	島	伊	保	
参	与	生	田	徳	廉
理	事	榊	原	恒	雄
秘書広報室長	糸	崎	誠	二	
教職員課長	山	田	哲	也	
学校経営戦略推進課長	杉	本	真	一	
学校教育情報化推進課長	山	崎	真	紀	
義務教育指導課長	重	森	栄	理	
高校教育指導課長	竹	志	幸	洋	
特別支援教育課長	三	浦	直	宏	
生涯学習課長	田	坂	嘉	章	

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第2号議案	令和3年度に使用する教科用図書の採択基本方針について	1
日程第3	第3号議案	専門教育に関する各教科・科目の標準単位数の規定の全部改正について	3
日程第4	報告・協議1	メイプル賞の選考基準の見直しについて	5
日程第5	報告・協議2	新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応状況について	8
日程第6	報告・協議3	広島県地方産業教育審議会委員の選任方針について	10
日程第7	報告・協議4	高校生等の就職をめぐる状況について	12
日程第8	報告・協議5	特別支援学校における技能検定の実施状況等について	15
日程第9	第4号議案	広島県生涯学習審議会委員の任命について	16
日程第10	第1号議案	教職員人事について	16

平川教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、また、全国に緊急事態宣言が出されていることを踏まえ、委員の皆様には、最寄りの県関係機関に御参集いただき、ウェブ会議の形での開催とさせていただきます。

細川委員は北部教育事務所、中村委員、近藤委員は県庁東館、志々田委員は東京事務所、菅田委員は教職員課福山分室からの参加となります。

なお、ウェブ会議の性質上、通信状況が不安定になる場合も想定されるため、会議後に採決内容を確認する書面上部に、「教育委員会会議定例会」と書いてありますA4の用紙に記名・押印をしていただくこととしております。あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、ウェブ会議のため、説明者も座ったままでの説明となりますので、併せて御了解ください。

それでは、日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第22条の規定によりまして私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、中村委員、志々田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案及び第4号議案は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の教職員人事について、第4号議案の広島県生涯学習審議会委員の任命については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案及び第4号議案を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 令和3年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

平川教育長： それでは、第2号議案、令和3年度に使用する教科用図書の採択基本方針について、重森義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

重森義務教育指導課長： 4月から義務教育指導課長を拝命いたしました重森でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、説明いたします。

令和3年度に使用する教科用図書の採択基本方針について提案をいたします。

この教科用図書の採択基本方針については、広島県教科用図書選定審議会から答申を受け提案するものであり、1、提案の趣旨に示しておりますように、教科用図書の適正な採択を行うためのものがございます。

(1)は、県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針でございます。(2)は、義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針でございます。また、この採択基本方針は、採択権者である市町教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対して適切な指導・助言又は援助を行うためのものがございます。

なお、3号資料といたしまして、7ページに教科用図書の採択について、続いて、8ページに、教科用図書の検定、採択の周知及び基本的な採択の仕組み、そして9ページに、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、一般図書について、10ページに、令和2年度教科用図書採択日程を添付しておりますので、後ほど御覧になってください。

それでは、初めに、令和3年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針について説明をいたします。

1ページの別紙1を御覧ください。1、採択基本方針についてです。基本的には、昨年度の基本方針を踏襲しております。(1)採択の基本については、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にとり、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することとしております。

(2)適正かつ公正な採択の確保につきましては、国の通知を受けまして、ア、教科書発行者等による宣伝行為等による影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期すこと。イ、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすることとしております。

(3)開かれた採択の推進につきましては、採択結果及び採択理由について、これまでどおり採択後、遅滞なく公表を求めるとしてしております。また、教科用図書の研究のための資料や教育委員会会議の議事録についても、公表に努めることとしております。このほか、開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表につきましても検討することとしております。

次に、2、選択上の留意点につきましてです。留意点は3点でございます。1点目、(1)において、各学校は教科書選定会議等を設置し、県教育委員会が作成した選定資料を参考にした調査研究に基づいて選定することとしております。

2点目、(2)において、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について、教育目標の達成上、教科の主たる教材として適切なものを選定することとしております。

3点目、(3)において、特別支援学校の小・中学部で使用するもののうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、この後御説明いたします令和3年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針についての2の(3)、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書についての関係部分に準じて行うこととしております。

続きまして、義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について御説明をいたします。

2ページの別紙2を御覧になってください。義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針につきましても、今回、採択する教科用図書の校種や教科に当たって変更した部分はございますが、基本的には昨年度の基本方針を踏襲しております。

1、(1)採択の基本では、県立学校の基本方針と同様に、教育基本法や学校教育法で明示された教育の理念や目標にのっとり採択をすることとしております。さらに、採択権者においては、(ア)から(オ)の採択の観点に基づき県教育委員会が作成する選定資料を活用して十分な調査研究を行うよう求めております。

(2)適正かつ公正な採択の確保、また、(3)の開かれた採択の推進については、県立学校の基本方針と同様に、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすることや、採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表することなどとしております。

次に、2の方法、組織及び手続についてを御覧ください。採択権者が適切な採択を行うための方法等についてでございます。学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択につきましては、3ページの(3)のイにありますように、各学校で教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出することとしております。ここで御審議いただきました基本方針は、この後、それぞれの機関に通知し、これを受けて各機関では本格的な採択事務が始まることとなります。

最後になりましたが、教科書の採択事務における新型コロナウイルス感染症対策についてを申し上げます。

まず、採択事務の日程につきましては、来年4月に教科書を全ての生徒にきちんと届

けるためには、印刷や発送の都合がございますことから、日程の遅れが許されないという事情がございます。そのため、最大限の感染防止対策を行った上で、例年どおりの日程を進めてまいりたいと考えておるところです。具体的には、テレビ会議システム、このような形の活用や書面による審査などにより、人が集まったり、移動したりということを最小限にすること、それから集まる場所でも人数や時間を最小限にした上で3密を避けるための会場の工夫を行ってまいります。一方で、教科書の採択事務に必要な公平、公正、情報の公開といったことが損なわれることのないよう、国ともしっかり連携しながら手続を進めてまいります。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の第2号議案の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 開かれた採択の推進のところについて、少し御質問をさせていただければと思います。この(3)ウに当たる部分なのですが、「その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について検討すること」と書いてあるのですが、その有用と思われる情報というのは、どういったものがあるのか教えてください。

重森義務教育指導課長： 例えば教科用図書選定審議会の委員の氏名、選定審議会の議事録、配付資料、採択地区協議会委員の氏名や選定委員会の氏名、そういったものが考えられます。

志々田委員： それ以外に、いわゆる情報公開の意味以外に、例えばそれぞれの委員が参考にした図書であるとか、他の会議の答申や文科省の資料だとか、そういったものも公表されることがあるのでしょうか。

重森義務教育指導課長： 具体的な資料については、会議の中で使われたものについては、必要な範囲で、基本的には開示・公表していく流れになっていくと思います。

志々田委員： なるべく情報公開というのは推進したほうがいいですし、また、この教科書採択に当たっては、何年か前に、利害関係の問題等があっただけでかなり揉めたり、いろいろな経過があったことを記憶しています。ですので、更に情報公開に努めていただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。以上です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

第3号議案 専門教育に関する各教科・科目の標準単位数の規定の全部改正について

平川教育長： 続きまして、第3号議案、専門教育に関する各教科・科目の標準単位数の規定の全部改正について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： それでは、専門教育に関する各教科・科目の標準単位数の規定の全部改正について、御提案させていただきます。

本提案の趣旨は、この度の高等学校学習指導要領の改訂に伴って、専門教科に関する各教科・科目の標準単位数を定めるものでございます。

2ページを御覧ください。この資料は、平成30年告示、高等学校学習指導要領を一部抜粋したものでございます。表のように、各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間につきましては、高等学校学習指導要領において標準単位数が示されております。

一方で、3ページを御覧いただければと思います。3ページの主として専門学科において開設される各教科・科目につきましては、地域の実態や学科の特色等に応じるため、

高等学校の設置者が標準単位数を踏まえて生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものと示されております。このことから、昨年度、約1年間かけ教科・科目ごとに標準単位数の検討を行い、本県の状況に応じた適切な単位数を設定いたしました。

職業に関する専門教科につきましては、学習指導要領に各教科の高等学校学習指導要領に示される各科目において、どの程度の単位数で履修されるかを想定して内容を構成したことについて示されております。この単位数を参考に各学校の教育課程の編成、実施状況を踏まえ、検討を進めてまいりました。なお、この規定につきましては、令和4年度入学生から適用することとしております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の第3号議案の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 趣旨は、今御説明をいただきましたが、この文言が、専門教育に関する各教科・科目の標準単位数の規定ということから、「主として専門学科において開設される」というふうに書かれていますよね。ここについての意味について、何か変わっているということはないのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 主として、専門学科においてとは書いてありますけれども、これは、総合学科でありますとか普通科においても開設することは可能ではあります。ただ、やはり系統的、体系的に教育課程を組んで子供たちに確かな力を付けるという形で教育課程を組んでおりますので、専門学科で2年生、3年生が履修するような科目を普通科で履修するということはなかなかありませんので、基本的には、主として専門学科において開設されるという名称になっていると御理解いただければと思います。

中村委員： つまり、これまでは専門学科以外では取れなかったものを取れるようにするということかとも思ったのですが、そうではなくて、その辺の位置付けは変わってないのですね。

竹志高校教育指導課長： はい、変わっておりません。

菅田委員： 専門学科における単位数をその地域として決められるということですが、例えば工業でしたら、広島地区の方は自動車産業が多い、福山地区は逆に一般機械という、そういうことがございますけれども、具体的にはどのようにして定められるのでしょうか。例えば広島地区、福山地区で違うのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 今言われております地域の状況でありますとか学校の状況ということ、全国を視野に入れての考え方になっております。今言われたように、広島と福山でも本当に産業の特色というのが大きく違いますので。ただ、子供たちに最低限どれぐらいの力を付けたいかというときに、最低どれぐらいの時間数を学習させたいかというような考え方でしておりますので、広島地区、福山地区のことも教育委員会では配慮しながら、最低・最高という単位数を設定していると御理解いただければと思っております。

近藤委員： 3枚目の別紙1が今回改正によって新しくなるもので、最後の4ページにあるのが現行ということになるのですよね。

竹志高校教育指導課長： はい、そうです。

近藤委員： 大体これ10年に1回ぐらいで変わるということなのかという点と、一見すると似たような項目になっているのですけれども、特に変わった点というのがあったら教えてください。

竹志高校教育指導課長： 大きく変わったところを申しますと、教科では、農業のところが大きく変わっております。この教育課程の実際の編成に当たって、農業、工業、家庭、看護、商業とありますけれども、それぞれ指導主事がヒアリング等で学校の実態を踏まえておまして、その中で、特に農業においては魅力的な教育課程を、今6次産業化と言われておりますけれども、それをやっていこうと思ったときに、畜産なら畜産だけの勉強をするというのであると、本当に将来のところの学習というのがなかなか深まらないということで、特に農業に魅力的な教育課程を組む上での課題があるということがありましたので、そこについては別の検討委員会を設置して、改めてこの単位数を算出したというようになっております。

近藤委員： 項目的には、従前と単位数が確かに変わっていますね。そこが大きな変更点でしょうか。

竹志高校教育指導課長： そうです。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議 1 メイプル賞の選考基準の見直しについて

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、メイプル賞の選考基準の見直しについて、糸崎秘書広報室長、説明をお願いいたします。

糸崎秘書広報室長： それでは、メイプル賞選考基準の見直しについて、報告・協議 1によりまして御説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきますと、メイプル賞の選考基準の見直しについてというのが1ページ目でございます。これと、次のページの新旧対照表を参照しながら御説明させていただきますと思います。よろしくをお願いいたします。

まず、1ページ目のメイプル賞選考基準の見直しについてを御覧ください。1の趣旨のところでございます。メイプル賞は、全国規模の大会、競技等で優秀な成績を収めた児童生徒を表彰するものとして平成元年に創設されて約30年を経ておりまして、これまで1,000名を超える個人、四百数十に当たる団体を表彰してまいりました。

今回の選考基準の見直しについてでございますが、推薦候補者を集めて選考していくわけですけれども、そうした選考候補者の状況、それから選考のプロセス、受賞者の状況等々を踏まえまして、改めて今回受賞対象となる功績の公平性をより明確に担保していこうということ、それから受賞機会を広げていこうという観点から、選考基準の見直しを行ったところでございます。

同じ1ページの2、見直しのポイントを御覧ください。今回、実際に見直したポイントは、結果三つになってございます。一つは、(1)でございます。大会規模の明確化、それから二つ目が(2)でございますが、第1位に相当する賞の受賞者が複数存在する場合の取扱い、それから(3)でございますが、同一の功績による複数回受賞ということが起こるのですが、それについての取扱い、これを明確に基準の中に取り入れたということでございます。

ここからちょっと御説明しますので、2ページ目の新旧対照表も御覧ください。見直しの一つ目のポイント、大会規模の明確化についてでございます。ちょっと順番が前後するのですが、2段目の広い幅のほうの3の選考基準の具体的運用についてのところを御覧ください。そこの(3)各種大会、競技会等の取扱いを詳しくこのたび明記いたしました。

従来、右側が旧になりますが、アでございますけど、対象とする大会は、国際大会及び全国大会とするという記載だけでしたが、このたび、左側でございますが、全国大会、それから国際大会についてそれぞれ項を起こして、全国大会については「予選大会や代表選考を経て出場する大会又は全体の出場者がおおむね50名を超える全国規模の大会」と具体的に明記させていただきました。国際大会についても同様で、前述の、前述のというのは全国大会のことですが、「全国大会を経て出場する大会又は日本代表として出場する大会」と具体的に明記させていただいたところです。

見直しのポイント二つ目、第1位に相当する賞の受賞者が複数存在する場合の取扱いについてでございます。これは、同じ場所ですけども、3、各種大会、競技大会等の取扱いのこのエでございます。「優勝(第1位)」以下のところでございますが、旧のほうを御覧いただきますと、「優勝(第1位)を基本とするが、優勝に該当する賞がない場合は、これに準ずる賞の受賞者を対象とすることができる」としておりましたが、実際にいろんな大会や競技会をやりますと、優勝、第1位に相当する受賞者が複数名、かなり10名とか20名とか存在するような大会がございますことから、その取扱いをこのたび

新たに、第1位に相当する賞の受賞者が10名又は、団体の場合は10団体以内の場合のみ対象とするというふうに新しく限定的に記述することといたしました。

見直しの三つ目のポイントですが、これは、新旧対照表でいいますと一番上の行のところになります。選考基準のところになります。これまでは、旧のほう、右側を御覧いただきますと、同一人物が異なる年度であれば何度でも受賞することが可能な記述になっておりましたけれども、このたび左側の新しいほうですが、「同一の功績により同一校種でメイプル賞を受賞しているものについては選考の対象から除く」というふうに新たに付け加えました。例えば小学生でメイプル賞を受賞したものは、同一の功績についてですが、小学校を卒業するまでの間は、その同一の功績ではメイプル賞の対象としないと。中学生になったところで、またもう一度同じような功績であっても対象としていいかということでございます。

なお、今回の見直しとは直接大きな観点ではないのですが、新旧対照表の右欄の旧のほうの一番下のオのところを全文削除しております。ここにつきましては、従来スポーツ分野がメイプル賞は多いのですけれども、この取扱いについて、個別の大会名までを上げて基準の中に記載していたのですが、随分経過もしております、ここに列挙してある大会以外のものもここに列挙すべきような大会になってしまうことがあって、今の記述が網羅的でないこと、それからこれがなくてもほかの基準で読み取れることから、このたびここについては一括削除することとしております。見直しの具体的な内容については以上でございます。

1ページに戻って、3のスケジュールを御覧いただければと思います。この新しい基準については、今年度、令和2年度の第1回の表彰から適用していきたいと考えております。例年5月の月上旬から候補者の推薦依頼をお願いしていくことにしておりますが、現在、コロナウイルス感染症とか、いろんな形で大きな大会が中止になっていたり、延期になっていたりというような状況がございます。また一方で、子供たちを対象とする新しい何かイベントであるとか大会であるとかいうものも起こってきているのではないかと思いますので、そういった新しい分野での受賞候補者の掘り起こしも同時に進めてまいりたいと考えております。

私からの御説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 選考基準の2のところなのですが、同一功績により同一校種でメイプル賞を受賞しているものを除くと書かれているのですが、まず、同一校種と言った場合に、例えば義務教育学校の場合は9年間になるので、小学校、中学校の学校に通っている子たちとは扱いが異なることになるのかなということが一つと、もう一つは、中学校と高校は3年間なのですが、小学校については6年間なので、そういう意味では、小学校の例えば低学年と高学年では、やはり同じ年限だけ積み重ねて頑張ってきたことを考えると、中学生とか高校生の取扱いとは少し異なってくるのかなと思うので、やるのであれば、1回受賞してから3年間は、再び選考になる場合には同じ選考の対象からは除くという形で、年限で対応したらどうなのかなということも思ったのが1点と、あとは、高等学校については、対象になっていると思うのですが、高等学校に通っているお子さんと通わない方もいらっしゃると思うので、校種というように学校単位でくくってしまうと、高校へ行っていない子は、どうなるのかというような議論になったりすると思うので、校種で分けるのは避けたほうがいいのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

糸崎秘書広報室長： 最初におっしゃられた小学生の部分でございますが、確かに6年間は少し長いということがございますので、おっしゃられるとおりなのですが、同一の功績により同一の校種でメイプル賞を受賞しているものという言い方も、その「同一の功績」というものをどう捉えていくかというのが具体的に審査をする際には生じてくるかと思っております。この部分を委員がおっしゃられるように、6年間は非常に長いですし、同一の功績と言っても、年齢が上がっていったり、集まっているメンバーを見たりすると変わってくることもあるかと思っておりますので、ここについては、選考基準を触っていくかどうかということとはまた別にして、選考の際にしっかり見極めて対応していきたいと思っております。

もう一方の校種についてでございますが、こちらについても、委員の御指摘がありますように、確かに中学校まではどこかに在籍している形になっていると思っておりますけれども、それ以降の部分については検討させていただいて、またしっかり明記する

かどうかも含めて検討させていただければと思います。

菅田委員： 先ほどの志々田委員と一緒に、例えば中学校の方でも中1で優勝して、中2、中3と優勝したと、3連覇のケースなど、そういうこともあり得るのではないかなということ、それと、見直しのポイントのところの最後の米印のただし書のところは1、2、3全部にかかるわけですね。大会の規模の明確化とか、1位に相当する賞が複数存在する場合とか、同一功績、(3)だけのただし書ではないのですよね。

糸崎秘書広報室長： そうです。

菅田委員： それで、選考基準に明記するというのは、全部明記しようと思ったら相当大変なのではないでしょうか、これ。例えば、特に受賞に値すると認めるものは対象とするとか、そういうようにしておかないと、基準を全て明記するというのは非常に難しいのではないのでしょうか。

糸崎秘書広報室長： 御指摘いただいたように、3の選考基準の具体的な運用のところ、ただし書を入れて、教育長が特に受賞に値すると認めるものはこの限りでないということで、候補者の選考に当たっての弾力的な運用を用意してはいるのですが、このたび加えましたところについては、一定の基準を設けておかなければ、なかなか選考の段階で一つ一つを取り上げてジャッジしていくのが難しいということがございましたので、優勝者の人数であるとか基準となる国際大会とかについては具体的に書かせていただいたところです。今この新しい基準をもってしても、実際には具体的に一つ一つ見ていくというようなことが起こるといえるか、そういう運用になるかとは思っています。

菅田委員： そうすると、米印のところは、選考基準は明記する、ただし、教育長が特に受賞に値すると認めるものは対象とすることがあるという文章にされた方がいいのではないのでしょうか。この文章だと、選考基準には当てはまらないのだけれども、教育長が認めた場合は受賞することもあるという意味ですね。

糸崎秘書広報室長： 例えば2の選考基準の今書いてあるものの最後に、ただし書で教育長が認める場合というようなことを入れていくということですね。

菅田委員： そうです。この文章ですと、「教育長が特に受賞に値すると認めるものは対象とする旨」となると、いろんなケースの例外選考基準まで列記しなくてはいけなくなるわけですね。ですから、選考基準は明記しますよと、ただし、教育長が認めた場合はそれ以外も認めますよというような文章にされた方が、誤解がないと思うのですけれども。

糸崎秘書広報室長： 検討させていただきたいと思います。

中村委員： その趣旨に二つあるうちの一つは受賞機会の拡大ということですが、全体を見ていると、どちらかというと、基準をしっかりとさせるということとともに、少し厳し目にするように見えるのですが、この内容でどのように受賞機会の拡大がされるかというところを教えてください。

糸崎秘書広報室長： おっしゃられるとおりで、このたび受賞機会を拡大するという観点からも見直しをしようということでしたが、結果としては、より明確に対象を限定していく、はっきりさせていくという基準の見直しになっているかと思います。

一方で、機会を拡大するというのが、たくさん出すということとは少し違って、より一層このメイプル賞の位置づけをはっきりさせることで、各学校であるとかいろんなところに、メイプル賞はこういうものなので出してくださいね、という照会をかけて候補者を挙げてもらうのですが、そういったことを進めていきたいということが一方にあったのと、実際問題については、メイプル賞そのものが拡散し過ぎていくと、賞の、言い方が適切かどうか分からないのですが、バリューが下がっていくといったことが起こると、各学校にアナウンスしたときに、スルーされていくというか、なかなか実際に照会して挙げてきてもらうという、我々が新聞を見たりして、候補者として拾っていく機会のほうが増えていくというようなことがございますので、そういったところについては、より基準上ははっきりさせることで、いろいろなところに我々がアナウンスしていくということがやりやすいような形にしたいなということで、このような形になっています。

中村委員： それについては分かりました。

確認ですけれども、毎年このメイプル賞を受賞できる数に縛りがあるわけではないのですか。

糸崎秘書広報室長： 数には制限はございません。

細川委員： 先ほど出ていたのですけれども、受賞機会拡大というのは、同一児童生徒が同一分野で複数回受賞しているということとすると、かえって受賞機会の縮小というような認識

にも取れます。確かに先ほど同一校種で1回にするということは理解できるのですが、先ほど菅田委員からありましたが、中学校1年から中学校3年まで常に1位だったというときには、2番手の子がいるわけですね。その子のために1番手になれないというときには、常に1番の子も受賞するし、常に2番の子も受賞できないということになって、そういうところがさっきただし書で救われるのかなというような気もしたのですが、いかがですか。

糸崎秘書広報室長： その具体的な全国大会などを想定しますと、例えば1位と2位がたまたま広島県で連続してというようなことが実際にあるかどうか分からないですけれども、あり得るとして、個別にそういうことがもし本当に極端な形で生じた場合には、また検討させていただこうかと思えますけれども、基準上ではそれを表現するのは難しいかなと思っております。

細川委員： 全国大会で広島県の児童生徒が1番、2番を独占するというのも可能性としてはありますが、その辺りのところは、またお考えいただければと思います。以上です。

糸崎秘書広報室長： 先ほど、ただし書がどこに係るのかというお話を菅田委員から頂きましたが、ただし書の基準は、今回の基準全体にかけているつもりでございます。ですので、少し表現の見直しなどがあるかもしれませんが、この基準をもって、候補者を選考し、実際には、選考委員会で具体的に諮っていき、また、その最終段階として、この教育委員会会議にお諮りして丁寧な形で選考してまいりたいと思っております。

中村委員： 確認なのですが、菅田委員や細川委員がおっしゃることは全く同感ではあるのですが、つまり3ページの新基準の3の選考基準の具体的運用についての最初の「ただし、教育長が」というここに一文が入っていますから、基準はこうだけでも、さっき菅田委員や細川委員がおっしゃるような事情があれば特例として受賞することは可能だと、そういうことですね。

糸崎秘書広報室長： そうですね、一つ一つの事案について、門前払いということではなくて、俎上へのせてしっかり審議していきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議2、新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応状況につきまして、杉本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： それでは、報告・協議2によりまして、新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応状況につきまして御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。まず、1の県立学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る広島県教育委員会の考え方についてでございます。このことにつきましては、4月13日に本県において感染拡大警戒宣言が行われたこと、また、感染リスクの回避と県民の不安解消を図るという二つの視点に立ち、全ての県立学校を臨時休業することなど、3点について県教育委員会の考え方として整理し、公表いたしました。

次に、2の学校の臨時休業の状況についてでございます。県立学校につきましては、(1)のとおり、4月16日から全ての学校で臨時休業となっております。

資料の2ページを御覧ください。市町立学校につきましては、それぞれの市町における感染状況等を踏まえながら、13日以降、順次臨時休業を実施し、4月20日からは全ての学校で臨時休業となっているところでございます。

続きまして、3の臨時休業中における児童生徒の学習機会の確保等についてでございます。臨時休業中におきましても、児童生徒の学習機会につきまちはしっかりと確保していく必要があると考えてございます。そのため、全ての児童生徒に学習指導要領に示される学力を身につけさせるなど、ここにお示ししております五つの方針の基、各学校の実情等を踏まえながら適切に対応していくこととしております。

児童生徒の学習指導や学習支援を行うに当たりましては、学校規模や感染状況などの学校実態に応じて様々な方法を組み合わせて実施することとしておりまして、その中で、

I C T機器を活用した学習指導や学習支援を各学校の準備状況に応じて進めてまいりたいと考えております。また、各学校におきましては、教育の目標、指導、評価の一本化を図るとともに、必要に応じて指導主事等による訪問指導などを行ってまいりたいと考えております。

なお、4月16日に全国を対象といたしました緊急事態宣言が発令されたことを踏まえまして、自主登校につきましては、感染の拡大防止のため、特別な配慮が必要な生徒が在籍する特別支援学校を除き、4月18日から基本的に中止をしているという状況でございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いたします。

志々田委員。

志々田委員： 未曾有の緊急事態ですので、いろいろ難しい判断を迫られるところではないかなというふうに思うのですが、それでもあえてお聞きしたいのは、I C T環境を整えつつ、I C T機器を活用した補習や課題の提示・添削のことが書かれているのですが、現時点で何ができているのか、もしくはいつからだったらどんなことができるかという目途が立っているのか、教えてください。

山崎学校教育情報推進課長： 現在、各県立学校におきましては、休業措置を受けまして、一人1台のコンピュータを導入している学校を中心に、その他の学校も含めまして、様々な意欲的な取組を進めております。例えばですけれども、1、2年生全員が一人1台のコンピュータを持っている広島国泰寺高校では、毎日の時間割を組んで補習授業という形で学習支援を進めております。また、広島高等学校を始めとした多くの学校で、教員が質問やポイントを絞って解説する短い動画を配信するというようなことも計画しており、既に配信をしている学校もございます。そのほか、もっと簡単なことで言いますと、生徒が自分で持っているスマートフォンや自宅のパソコンを活用して、毎日の健康観察のシートを、アンケートフォームを使ってやり取りしたり、そういったところから徐々に進めている学校がほとんどであります。

市町立学校につきましても、こういった取組を少しずつでもやっていただきたいと思います。県の方からも、クラウドサービスの活用なども紹介しながら、一緒に連携して各児童生徒一人一人とつながれる仕組みを作っていきたいと考えております。

志々田委員： 非常に積極的にやっていたらいいので、とても安心をいたしました。やはりネットにつながっていない環境の子供たちはどうしようかと、その子供たちが受けられないのは不公平になるからやらないという風潮があるように聞いています。ただ、現時点でやられていないお子さんたちというのは、ほとんど全員の子供たちが今、不利益な状態にあるので、既にネットにつながっている子については積極的に進めていき、学習効果を高めるようなガイドをしていく、つながっていない子は、どういうふうに個別具体的に対応するのかということも、やっぱり各学校の先生方に話し合っていきたいなと思っています。もっともっと積極的にしてもいいのかなという意見を持っています。

それから、もう一つは、学力とか学習の進捗状況よりもっと心配なのは、子供たちが朝きちんと起きて御飯を食べて、机の前に向かって毎日自分の学習をしていく生活習慣上の問題です。早寝早起きだとか朝食だとか、こういった毎日生活のリズムをきちんと整えていくということの方が、学習の内容よりもっともっと大事なことはないかなと思っています。ですので、今、健康管理をやり取りすることを毎日やっておられると聞きましたが、こういう取組こそ本当に最もやらなければいけないかなと。学力だとか学習内容だとかということと構築ができれば最高だと思うのですが、まずは最低限の生活習慣とか、目標を持って毎日前向きに過ごすというような気持ちになるような指導を先生方をお願いしたいなと思っています。以上、意見です。

中村委員： 志々田委員と同じような意見になるかもしれませんが、残念ながら少なくとも5月の連休までは臨時休業というのはやむを得ないと思うのですが、できることを是非家庭で自分でやれるようにしてもらいたいと思います。

I C T環境は、家庭によっても違いますし、学校によっても様々取組が違いますし、お金をかけられるかどうかもありますけれども、買おうと思っても買えないものも今あるというようにも思います。そういう中で、これはどういうやり方で子供たちに指導ができるかというのは、先進的にやっている経験がある学校・先生等々がいると思うのですが、その情報を共有して、あまりそういう経験や知識がない学校や先生にも取り組んでもらえるような、是非取組をしていただければと思います。

それと、少し細かい点なのですが、「臨時休業」というこの言葉の意味なのですが、よく言う休校と、その差が何かあるのか。例えば教員の出勤というのは、当然ここで言えば休業ということであっても教員は基本的には必要があれば登校するということになるのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 休業という言い方は、3月2日からやっている部分を「臨時休業」という言い方でやってきておまして、あくまで生徒は、学校を閉じているので学校には来ないと。ただ、教職員は、学校自体は開いていますので、学校には基本的には来ていただいているという状況でございます。ただ、それだけだと感染リスクというのもありますので、教員についても分散勤務というようなことも始めたところでございます。

中村委員： 参考までに、休校と休業って意味が違うのですか。

杉本学校経営戦略推進課長： これは法律上で休業となっております。

菅田委員： 緊急事態宣言も出ていますし、5月6日あるいは5月7日までの休業というのは致し方ないとは思いますが、保護者の方あるいは地域の方々の一番心配していらっしゃるの、この休みをどう取り返すのか。例えば夏休みを短縮するとかという方法とかそういったこと。

もう一つは、本当にゴールデンウィークが終わって学校が再開される状況になるのかどうか、このままもう当分は学校が休業状態になるのかどうか。それで、5月6日以降、何か学校再開の手立てはあるのかどうか。例えば部分登校とか、最近是一部生徒数が少なくなっているの、あると思います。超過密な学校は今も教室が足りないところはあるとは思いますが、大部分の学校というのは空いている教室があるので、そこに生徒、児童なりクラスを半分ずつ分けて授業を考えていますよとか、何か5月6日以降のことをアナウンスしてあげないと、保護者の方は不安に思っているのではないかなと見ているのですけれども、そういったところはどうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 5月6日以降につきましては、現状で学校を開けるというのは非常に難しい状況になっていると思うのですけれども、では、次いつまでというのは早目に決めて出していないといけないと考えてございまして、また、これは専門家等の意見も聞かないといけないので、そうはいつでも取り急ぎそんなに時間がないので、早目に決定をしてお示しをしたいと考えてございまして。

本来、前回休業を決めた時点では、休業はするものの、部分的な登校・自主登校という形で登校はさせていこうと考えてございまして。それが、今回、緊急事態宣言が出るに当たってこういう状況になっていますので、なかなか自主登校も難しいというのが今の状況で、当面は5月6日までは、まずできることを各学校でやっていくと。ネットも使いながら、環境が無いところは郵送等も含めて対応していく必要があるだろうと思っておりますけれども、5月6日以降の状況をいつ頃、国がどういった判断をするかということもございまして、県の専門家の意見等もどういう形で出るかというのはあるのですけれども、ある程度、自主登校が可能になれば、今おっしゃったようにクラスを分けながら登校していくということも始めていきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3 広島県地方産業教育審議会委員の選任方針について

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、広島県地方産業教育審議会委員の選任方針につきまして、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： それでは、広島県地方産業教育審議会委員の選任方針について御説明いたします。

今年度、産業教育振興法に基づく広島県地方産業教育審議会を前回答申の平成20年度以来、第7期目として開催し、本県におけるこれからの産業教育の在り方について提言を得たいと考えております。

開催の目的といたしましては、今後も県民の期待に応える産業教育を実現するためのものであり、令和2年10月策定予定の次期総合計画、また、令和4年度からの新高等学校学習指導要領の実施を踏まえ審議等を行うこととしております。

それでは、委員の選任方針について、お手元の資料を用いて御説明させていただきます。

まず、資料の上段を御覧いただければと思います。広島県地方産業教育審議会は、産業教育振興法の規定に基づき産業教育の振興を図るため、広島県教育委員会に設置するものであります。また、この審議会に関しては、広島県地方産業教育審議会規則により、委員の任期及び審議会の運営等について定められております。

前回開催されました審議会では、平成19年6月に広島県教育委員会教育長から、本県の専門高校、専門学科における次代の産業を担う人づくりの在り方、方策について諮問し、4回の審議を経て、平成20年8月に答申を頂いております。前回の答申においては、学校、地域、産業界等のネットワークづくりをはじめ、将来のスペシャリストや起業家精神を育成するための方策等について提言を受けました。これを受け、県教育委員会において、目指せスペシャリスト事業や高校生の起業家精神育成事業など、様々な施策を実施してまいりました。

次に、委員選考に係る基本的な考え方について御説明いたします。

お手元の資料、下段を御覧いただければと思います。委員の人数につきましては、条例において10名以内とされており、10名といたします。委員の構成につきましては、産業界から、農業、工業、商業、家庭、看護、福祉の各分野から各1名の5名、また、学識経験者からは、大学、専修学校、各種学校、中学校、行政機関、専門高校から各1名の5名、合わせて10名で構成いたします。

なお、産業界からの委員の選出につきましては、関係部局に候補者の推薦を依頼する予定でございます。学識経験者の選出については、資料にお示ししたとおり選出することとしております。今後は、この考え方に基づいて委員を選出してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 委員の構成のところ、10名の中に産業界、農業、工業、商業、家庭、看護、福祉の5分野から各1名とあるのですけれども、情報分野というのはここに上がってきていないのですが、この人選に入っていただくようなことは検討はされることになるのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： ただいま御指摘いただきましたとおり、これから本当にデジタル化ということが全ての産業に関係いたしますので、今、この農業、工業という括りにはしておりますけれども、農業、工業、商業、どこになるか分かりませんが、デジタル化に対応している先進的に取り組んでいる方、この方を委員に入れたいということで、今考えているところです。その旨、関係部局に依頼をかけて、そういう方を選出していただきたいと考えております。

志々田委員： 地方産業教育審議会委員に教育委員会、知事が諮問するということになっているのですけれども、どんな諮問をこれまでしてきたのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： かなり古いものになりますけれども、前回は、本県の専門高校・専門学科における次代の産業を担う人材づくりの在り方、方策という諮問の柱というタイトルでやっております。その前、第5期として平成7年から平成9年に審議会をしておりますけれども、そのときは、高等学校における産業に関する学校、学科の在り方で、もう1期前にいきますと、平成5年から平成6年、このときは21世紀を支える産業教育の在り方についてという諮問で審議を進めていただいているところでございます。

志々田委員： やはり審議会という形のもの、何を諮問するのかというところがとても大事だと思っていて、今回開かれるとすれば、これからの社会に開かれた教育課程、この教育をどのように産業界の皆さんが地域の人たちと分け合いながら専門高校が教育できる環境作りだというように思ったりします。なので、次世代の皆さんもですが、加えて、やはり学校の授業の中にどうやって産業を取り入れるのかという視点で是非諮問していただければなと思っています。とても面白い、今ちょうど時宜にかなった審議会だと思いますので、是非ともいい答申を頂ければなと思います。以上です。

細川委員： 委員についてのところで一つ伺いをしたいのですが、産業教育審議会において産業界が①から⑤の5人であるのですけれども、例えば私も、地元の産業教育振興会の方でございまして、その中には委員って林業の方もいらっしゃるのですよね。それで、恐らく沿岸部では水産業の方もいらっしゃると思うのですが、農業で括られているのですけれども、工業と、この農業、工業で括られていないところの声というのは上がってくる

のでしょうか。

竹志高校教育指導課長： この産業界ということで、農業から看護、福祉まで五つ入れておりますけれども、これは本県の専門学科を設置している学科名で括っているということで、先ほど申しました例えば農業でありましたら農林水産局の方に依頼をします。となりますと、どうしても林業であるとか水産であるとか、こういったことに精通した方ももちろん委員として出てくる可能性はあるというようになりますので、基本的には本当に幅広くいろいろな産業、これを網羅的に御意見いただける方に出ていただくようになるかと思っています。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 4 高校生等の就職をめぐる状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 4、高校生等の就職をめぐる状況につきまして、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： 続きまして御説明させていただきます。高校生等の就職をめぐる状況について御説明いたします。

まず、高等学校の状況について、資料の 1 ページを御覧ください。就職率につきましては、1 の (1) ア、就職状況の表のとおり、99.0%で、前年同期より0.1ポイント減少したものの、イの就職率の推移、このグラフをお示ししておりますけれども、このとおり、直近10年間では 2 番目に高い値となっております。このように高い値を示したのは、高校生の就職環境が好調であったことに加え、各学校がこれまでの実績や生徒の状況等を踏まえ、早い時期から組織的、計画的に就職指導に取り組んだ成果であると捉えております。また、ジョブ・サポート・ティーチャーを11人配置し、未内定者への就職指導や求人開拓の取組を強化したこと、さらには、広島労働局、県商工労働局などの関係機関と連携し、様々な就職支援を実施した結果であると捉えているところでございます。

しかしながら、就職を希望しながらも就職できずに卒業した生徒が36人おります。県教育委員会といたしましては、早期に一人でも多くの卒業生が就職できるよう、関係機関と連携しながら未就職のまま卒業した36人に対する就職支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、特別支援学校の状況について、資料の 2 ページを御覧ください。令和 2 年 3 月の卒業生数に対する就職者数の割合は、(1) のイ、就職率の推移の表に示しておりますとおり、38.0%であり、前年に比べ2.8ポイント減少しております。減少の主な要因といたしましては、昨年度と比較し、当初から就職希望者の割合が少なかったためであると捉えております。しかしながら、ジョブ・サポート・ティーチャーによる就職支援により、生徒の実態、適性及び希望に合った業種での職場開拓等が行われ、それらの場で職場実習を重ねることで企業側の生徒理解につながり、就職につながっていると捉えております。県教育委員会といたしましては、就職を目指す生徒を増やす取組を推進するとともに、生徒に実践的な力を育むことをはじめ、働く意欲、粘り強く取り組む態度を身に付けることができるよう、引き続き職業教育の充実を図ってまいります。また、企業等への障害者雇用の理解啓発を促す各校の取組を支援してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員： ありがとうございます。就職の状況をよく理解できました。この段階で御報告をいただいていたかどうか分からないのですが、中には数年で離職をされる方もいらっしゃるかと聞きしておまして、ここでは就職率の話ですけども、離職率というのはまた別の機会での報告になるのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 離職についてもデータがありますので、こちらの方で御報告させていただければと思っております。

離職に関しまして教育委員会で把握している数値は、3年以内に離職した者ということでこれまでずっと整理をしております。そうしますと、平成28年3月に高等学校を卒

業し、県内の事業所に就職したものの離職した者という割合が36.2%ということで数値を頂いております。これまでの数値と比較してみますと、若干ではありますけれども、好転はしております。それと、加えて、全国の平均39.2%というようになっておりますので、それと比較しますと3.0ポイント程良い状況にはあるということがあります。ただ、そうは言いましても、かなり多くの者が離職しておりますので、キャリア教育を通じて本当に離職がないという状況に持っていきたいと思っております。

細川委員： 私としては、かなり高い離職率かなと思うのですが、これについては、学校のみならず、やはり私たち産業界のほうもしっかりと就職時において生徒の皆さんと向き合わなくてはなりませんし、今後、やはり離職率を下げる努力をお互いにしていこうと思うのですけれども、県教育委員会としては、その辺りのところの御意向が何かございましたら教えてください。

竹志高校教育指導課長： 離職の状況についてですが、やはり要因が一番大事だろうということで、ジョブ・サポート・ティーチャー等に聞き取りをしております。その中で、その辞めた要因について今、四つほど整理をしているのですけれども、やはり子供たちが3年間もしくは4年間の中で、職業観であるとか勤労観というのを本当に最後のステージまで持っていけないところで、好景気であったということで就職したものの、辞めてしまったというような場合もあると。もう一つは、子供たちの希望どおり就職はしたものの、自己理解が進んでいなくて、行ってみたら合わなかったという事例もあると聞いております。三つ目ですけれども、上司であるとか同僚との人間関係がうまくいかないということもあったと聞いています。やはり人間関係をどう作っていくかというようなこともしていけないといけないというのがあると思います。この辺りは学校の本当に大きな課題というように感じておりますので、先ほど申しましたキャリア教育で進めていきたいというように思っております。

あわせて、もう一つありまして、自分が考えていた夢や希望を叶えるために、本当に攻めの意味で転職をとという子もいると聞いておりますので、この辺のところは、離職したときに全てが悪いというようには捉えてはないのですけれども、数字的には一緒になっておりますので、36.2%という数字になっているところでございます。

細川委員： 実は、先ほど申し上げました産業教育振興会においてそれに関連した指導等が出たことがありました。学校教育においては、学力とか技能、技術力とかいうものをきちんとして出ていっていただくのですけれども、なかなか人間関係までちょっと力が入ってなくて、今さっきおっしゃったような状況が生まれているというのを企業からも出たことがありました。そういう意味では、在学中からの行き来等もキャリア教育等でしないと、やはりいろんな場面で生徒にそういう力の育成を学校・地域・経済界を含めてできる体制があれば、転職をするにしてもそういう力を持ったまま転職するということになりましょうから、よろしいというふうに思っておるところです。これからも、いろいろとそういう関係先と連携は密に取っていただければと思います。

中村委員： 3年以内の離職率が高いということで、さっき要因の御説明もありましたけれども、あえて申し上げたいのは、高校生の就職の際の企業選びということ、希望する企業を選ぶその就職活動のやり方がやっぱり大卒とはかなり違っていると思います。実質的に、生徒自身が選べないケースが多いと聞いていますので、そういったところを変えるか変えないのか、どう変えればいいのかというのは、具体的なところは私にはありませんけれども、そういうところも含めて、改善すべきところがあれば変えていくという姿勢で臨まれてはいかかなと思います。以上です。

竹志高校教育指導課長： 御指摘いただきましたとおり、就職慣行というのがありまして、高等学校の場合は一人1社制という制度があります。そういったときに、どうしてもある学校から一人推薦をくれとなったら、10人希望があっても、やはり一人を推薦してしまうということが起きているのが実態としてあります。そうすると、希望でないところを受けないといけないということがありますので、これについても、今、労働局であるとか県の商工労働局の方と連携を取って一番いい方向にどう進めたらいいのかということの検討を進めておりますので、本当に子供の夢の実現に向けていい制度に変えていければというように思っております。

中村委員： 特別支援学校の就職についてなのですが、現状どのようにお考えなのか。もっともっと企業に周知をしていけば就職希望者の就職数も上がっていく状況なのかどうか。もしそうならば、もっと周知の努力とか、し甲斐というのでしょうか、もっと前向きにやる方がいいのかなと思っております。どうなのでしょう。

三浦特別支援教育課長： 今、企業のほうもかなり御協力いただいて就職者数も増えてきております。まだまだ特別支援学校には潜在的能力を持っている子もいるのですけれども、やはり保護者も子供に苦勞させるのが少し辛いということもあって、先ほどの就職率が2.8%下がったというところで、もっともっと希望する子供たちを増やしていかないといけないと思っています。そのためには、やはり企業の方の御理解も必要ですし、私たちも、保護者、また、生徒たちに働く意欲とか働く目標を持たせるというようなこと取組がまだまだできるのではないかとこのように考えておりますので、今後そういう点について取り組んでまいりたいと考えています。

近藤委員： 特別支援学校の卒業生の就職先の状況ですが、年によって製造が多かったり、今、最近では小売サービスが多いような状況のようなのですけれども、それは、その業界の求人に影響されてこういうパーセンテージが上がってくるのか、それとも特別支援学校のカリキュラムの中で、例えば小売サービスに力を入れた結果この辺りの就職のパーセンテージが高くなっているのか、この辺りの要因がもし分かれば教えてください。

三浦特別支援教育課長： 年によって業種にばらつきがあるという点について、明確な分析が出来ているわけではございません。ただ、様々な業種がございますけれども、実際に就職して行う業務という部分では、例えば清掃であるとか簡単な事務的な作業というような業務がほとんどでございます。そこで、障害者雇用について御理解いただける所をとにかく少しでも開拓して、子供たちが働いてみようというようなところでマッチングしながら就職先を決めておりますので、この業種に的を絞ってというようなことで変化しているというわけではございません。

菅田委員： 今年までは非常に人手不足とか好景気でいい数字にはなっているのですけれども、来年はこのコロナの関係で特に飲食業・サービス業を希望している生徒さんの進路が非常に厳しい状況になると思うので、その辺りの指導と、それから、もう既に就職されて、例えばもう臨時休業で自宅待機なさっている方もいらっしゃると思うのですけれども、その方たちのケア、その辺りのことを気にしてあげていただければ有難いと思っています。それと、また、来年の就職が始まると思うのですけれども、この事態が終息してなかったら、今までと違って面接もウェブ面接とか、そういうふうになっていくかと思っておりますので、そういったところも早目の指導をすることによって就職率の低下を防げるように準備をしておいていただければと思います。意見になります。

志々田委員： 今、菅田委員もおっしゃったのですけれども、コロナの影響で就職が決まっていたけれども、もしかしたら就職自体がなくなってしまうとしたりだとか解雇されてしまったりだとかというような、既に今卒業している子供たちが、本当に全員が全員きちんと就職ができていのかどうかといった調査は何かされていたりするのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 先ほどありましたコロナの影響で解雇された等の調査ですけれども、特別、調査という形ではしてはおりませんが、ジョブ・サポート・ティーチャーが子供たちと密接ないい関係を作っておりますので、本当にそういう状況に追い込まれた子が学校に相談に来ているという案件があります。現時点で私たちが知っている中で、3件ほど相談に実際に来ておると。相談に乗ってハローワークと一緒にいって、次の方向に踏み出している子もいるという報告は頂いております。このことについては、4月3日にジョブ・サポート・ティーチャーにすぐ集まっておきまして、年度初めに、コロナ対応についてもしていかないといけないということで、卒業した生徒もですけれども、今の3年生、2年生に対しても、今年はどういう形で指導していくかということを一緒になって検討しているところでございます。

志々田委員： とてもきめ細やかにやっていただいているので、安心をしました。きっとこの後、多分、一月、二月経っていくと雇用状況が変わってきて、今は仕事ができているけれども、続けられないというような子供たちもいつもよりも多く出てくると思いますので、是非とも子供たちのサポートをしていただけたらと思います。以上です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

平川教育長： 続きまして、報告・協議 5、特別支援学校における技能検定の実施状況等について、三浦特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

三浦特別支援教育課長： 特別支援学校における技能検定の実施状況等について御報告申し上げます。

資料 1 ページを御覧ください。特別支援学校高等部に通う知的障害のある生徒の就労を支援するため、学校や関係企業団体と連携して、本県独自で開発した認定資格に基づく技能検定を昨年度、令和元年度に実施し、清掃、接客、ワープロ、流通・物流、食品加工の 5 分野で行ったところでございます。表 1 にございますように、延べ受検者総数は 1,854 人、このうち 1,816 人が何らかの級の認定を受けております。一昨年度から受検者数が減少している理由につきましては、生徒が高等部 3 年間のうち早期に 1 級を取得するなど、日々の教育活動によって生徒に力をつけ、少ない回数が 1 級取得につながっているためであると分析しているところでございます。

(3) 認定状況を御覧ください。級の認定状況につきましては、図 1 にお示ししたとおりでございます。総受検者の 98% がいずれかの級に認定されております。また、広島県障害者技能競技大会、ひろしまアビリンピックに参加する生徒もおり、令和元年度は 21 人が参加したところでございます。技能検定を経験し、更に高い目標に向かって挑戦しようとする生徒が増えてきているというところでございます。

次に、(4) 技能検定における合理的配慮についてでございます。技能検定の本質的な目的から外れることがない範囲で、必要な受検者、延べ 49 件に対して合理的配慮を提供いたしました。これにより技能検定に参加して自分の力が発揮できたという経験を積み、卒業後も自分から適切に支援を求め、社会参加することに生かしてほしいと考えております。

続きまして、2 ページを御覧ください。2、他の就職支援の状況の(1)について、特別支援学校就職サポート隊ひろしまの登録企業数は、令和 2 年 3 月末現在 367 社でございます。令和 2 年 3 月 24 日の特別支援学校就職サポート隊ひろしま推進企業の表彰式において、就労促進等に著しく貢献した企業を表彰したところでございます。登録企業数は年々増加してきておりますが、企業の障害者雇用への理解啓発と生徒の就職支援のため、引き続き周知を図ってまいります。また、周知方法について特別支援学校では、地域の企業の採用担当者等を招き、学校により名称は異なりますけれども、企業の参観日を実施し、特色ある各学校の取組を情報発信しているところでございます。

続きまして、3、就職状況についてでございます。先ほども御報告いたしましたけれども、令和元年度特別支援学校高等部の卒業生 440 人に対し、一般企業への就職希望者は 167 人、そのうち 167 人が全て現在内定を受けております。速報値ではございますけれども、現時点において就職率 38.0% となっております。これらの内定者のうち、知的障害特別支援学校の 83% の生徒が技能検定を受検して内定まで至っております。就職率が一昨年度より 2.8 ポイント下がった主な要因といたしましては、一昨年度と比較して就職希望者の割合が当初から少なかったためと考えております。

最後に、4、今後の取組でございますけれども、令和 2 年度も技能検定は 5 分野を上期、下期の年 2 回実施する予定でございましたが、上期は新型コロナウイルス感染防止の観点から中止といたしました。しかしながら、各所属校で検定を実施するワープロ及び清掃の中のテーブル拭き、自在ぼうきについては各学校でできれば実施していただきたいと考えております。下期については、5 分野を現在のところ実施する予定でございます。

県教育委員会といたしましては、就職希望者増加に向け、企業と連携を図り、職場見学を設定したり、職場実習を計画したりして生徒に働くことに対するイメージを持たせ、興味、関心を持つことができるよう工夫してまいります。あわせて、就職に向けては保護者の協力や支援は不可欠であることから、定期的な進路説明会や懇談等を実施し、生徒の就職に向けて考えていただくようにしたいと考えております。

引き続き生徒に対して実践的な力をつけるとともに、現在、新型コロナウイルス感染症の影響で雇用情勢が厳しくなることが見込まれますが、就労を希望する生徒の職業的自立に向け、働く意欲の向上や粘り強く取り組む態度を育成するよう、職業教育の充実を図ってまいります。また、各校の企業等への障害者雇用の理解啓発を促す取組を支援してまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。

- 平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。
- 細川委員： 先ほどの一つ前の報告・協議でもありましたが、高校生の就職ということで、1人1社という御説明があったのですが、これは特別支援学校の生徒も同じなのでしょうか。
- 三浦特別支援教育課長： 特別支援学校の生徒につきましては、基本的には、企業への実習を通して、企業側も雇いたい、生徒もここで働きたいというようなマッチングを行った上で就職するケースがほぼ100%でございますので、実習先としては2社、3社実習することがあろうかと思っておりますけれども、その中で、生徒がここなら働きたいというところを絞って就職活動をしております。
- 細川委員： ということですと、先ほど離職率が39%あったのですが、特別支援学校の生徒については、先ほどの離職率はないという理解でよろしいでしょうか。
- 三浦特別支援教育課長： 離職率については、高校は30%強ということでしたが、特別支援学校においては、大体17%ぐらいではないかと思っております。3年間で今調査しているのですけれども、本人の責によらない倒産をしたというようなところも含めて今調査しております、そういったものを除くと14%ぐらいではないかと考えております。
- 志々田委員： 合理的配慮について少しお伺いしたいのですけれども、49件合理的配慮を提供したと書いてあるのですが、どんなことをされたのか、教えてください。
- 三浦特別支援教育課長： 中には、場面緘黙で言葉、声として発することができない生徒もございます。そういう場合は、ホワイトボードであるとか筆記で対応を可としたりですとか、また、下肢に障害を併せ有している子供たちは、膝をついて雑巾がけをすとか雑巾を絞るとかというような場合、膝がつかないということが事前に分かっていたら、そこは膝がついていないからといって減点にしないとか、様々な合理的配慮をこれまで行ったところがございます。
- 志々田委員： とてもいいことだと思ったので、御質問をさせていただきました。こういった合理的配慮が子供たちの就職への門戸を開かれればと思っておりますので、是非とも、どんな合理的配慮をすればみんなと同じ検定ができるのかと、本人自身がきちんと決めるようになっていたり、自分が求めるような、そういった合理的な視点を含めてしていけたらいいなと思っております。実際、もうされていると思っておりますので、是非ともこれを継続的に子供たちに合理的配慮がしっかり使えるような指導をしていただきたいと思います。以上、意見です。
- 平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

- 平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席のほど、お願いいたします。

(14:45)

【非公開審議】

第4号議案 広島県生涯学習審議会委員の任命について

広島県生涯学習審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第1号議案 教職員人事について

小学校教諭の病気休職休暇中の副業に係る人事措置（停職 2月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15:05)